

狩野川水系河川整備計画

【大臣管理区間】

変更

令和 8 年（2026 年）5 月

中部地方整備局

策 定 及 び 変 更 経 過		
区 分	年 月 日	備 考
策 定	平成 17 年 (2005 年) 12 月 16 日	
変 更	平成 28 年 (2016 年) 12 月 9 日	
変 更	令和 8 年 (2026 年) 5 月 11 日	

目 次

	PAGE
第1章 流域及び河川の現状と課題	1-1
第1節 流域及び河川の概要と取組の沿革.....	1-1
第1項 流域及び河川の概要	1-1
第2項 治水の沿革.....	1-4
第3項 利水の沿革.....	1-7
第4項 河川環境の沿革.....	1-7
第2節 河川整備の現状と課題.....	1-9
第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題.....	1-9
第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題.....	1-13
第3項 河川環境の現状と課題.....	1-15
第4項 河川の維持管理の現状と課題.....	1-19
第5項 最大クラスの地震・津波の現状と課題.....	1-20
第6項 近年の豪雨災害等を踏まえた現状と課題.....	1-20
第2章 河川整備計画の目標に関する事項	2-1
第1節 河川整備計画の対象区間.....	2-2
第2節 河川整備計画の対象期間.....	2-2
第3節 河川整備計画の目標.....	2-3
第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標.....	2-3
第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標.....	2-5
第3項 河川環境の整備と保全に関する目標.....	2-6
1. 定量的な環境目標の設定.....	2-7
2. 河川環境区分ごとの目標.....	2-7
3. 良好な河川空間の保全と形成.....	2-9
第3章 河川整備の実施に関する事項	3-1
第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要.....	3-1
第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項.....	3-1
1. 水位低下対策.....	3-1
(1)洪水調節機能の確保.....	3-1
(2)河道掘削・樹木伐開.....	3-2
(3)横断工作物の改築等.....	3-3
2. 堤防強化.....	3-4
(1)堤防整備.....	3-4
(2)浸透対策.....	3-5

(3)侵食・洗掘対策	3-5
3. 内水対策	3-5
4. 地震・津波対策	3-6
5. 危機管理対策	3-6
(1)防災関係施設の整備	3-7
(2)被害を最小化するための取組	3-8
第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	3-9
1. 河川の適正な利用	3-9
2. 流水の正常な機能の維持	3-9
3. 渇水時の対応	3-9
第3項 河川環境の整備と保全に関する事項	3-11
1. 河川環境の整備と保全	3-11
(1)良好な自然環境の保全・創出	3-11
(2)多様な動植物の生息・生育・繁殖地の保全・創出	3-11
2. 良好な景観の維持・形成	3-14
3. 人と川との豊かなふれあいの増進	3-14
(1)水辺のふれあい拠点の整備	3-14
(2)河川利用の推進	3-15
4. 水質の維持・改善の推進	3-15
第4項 流域治水の推進に関する事項	3-15
1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策	3-16
(1)河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施	3-16
(2)砂防堰堤等の整備による土砂災害対策	3-16
(3)水田貯留等の流出抑制対策推進	3-16
2. 被害対象を減少させるための対策	3-16
(1)住まい方の工夫に関する取組	3-16
3. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	3-16
(1)マイ・タイムライン等の作成の支援・普及	3-16
(2)防災教育等の推進	3-17
(3)水害の記憶の伝承	3-17
(4)インフラデジタルトランスフォーメーション等における新技術の活用による情報伝達手段の強化	3-17
第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	3-18
第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	3-18
1. 河道の維持管理	3-18
(1)河床・河岸の維持管理	3-18
(2)河道内樹木の維持管理	3-19
(3)総合的な土砂管理	3-19
2. 堤防の維持管理	3-19

(1)堤防の維持管理	3-19
(2)堤防除草	3-19
3. 水門等の維持管理	3-21
(1)水門等の維持管理	3-21
(2)水門等の老朽化対策	3-22
4. 河川維持管理機器等の維持管理	3-22
(1)河川維持管理機器等の維持管理	3-22
(2)危機管理施設の維持管理	3-22
5. 許可工作物の適正な維持管理	3-22
6. 放水路の維持管理	3-22
7. 不法行為に対する監督・指導	3-22
8. 危機管理対策	3-23
(1)洪水時等の管理	3-23
(2)堤防の決壊時の被害軽減対策の検討	3-24
(3)水防等に関する連携・支援	3-25
(4)気候変動による影響のモニタリング	3-27
(5)地震及び津波発生時の対応	3-27
(6)水質事故対策	3-27
第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	3-28
1. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	3-28
(1)適正な流水管理や水利用	3-28
(2)渇水時の対応	3-28
(3)気候変動による影響のモニタリング	3-28
第3項 河川環境の維持に関する事項	3-29
1. 河川の清潔の維持	3-29
(1)不法投棄物等の処理	3-29
(2)水質の維持	3-29
2. 地域と連携した取組	3-29
(1)河川環境団体、河川愛護団体等との連携	3-29
(2)河川利用・水面利用の適正化	3-30
(3)動植物・河川環境調査	3-31
(4)多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出	3-31
(5)良好な景観の維持	3-33

第1章 流域及び河川の現状と課題

第1節 流域及び河川の概要と取組の沿革

第1項 流域及び河川の概要

狩野川は、伊豆半島中央部に位置する静岡県伊豆市の天城山系にその源を発し、大小の支川を合わせながら北流し、田方平野に出て伊豆の国市で狩野川放水路を分派した後、箱根山等を源とする来光川、大場川等を合わせ、さらに、沼津市大岡並びに清水町長沢で富士山麓より南流する最大の支川黄瀬川を合流し、そこから西へ転じ、駿河湾に注ぐ幹川流路延長46 km、流域面積852 km²の一級河川である。

流域は南北に細長い「く」の字形をなし、富士箱根伊豆国立公園に囲まれ豊かな自然環境を有する観光地を擁するとともに、東西交通の要衝として新東名高速道路や東海道新幹線などの基幹交通網が集中し、伊豆半島を南北に貫き防災や観光に寄与する伊豆縦貫自動車道が整備され、下流域の沼津市、三島市、清水町は湧水にも恵まれ、県東部・駿豆地区の中核都市として地域の産業・経済・文化等の基盤をなしている。

狩野川流域は歴史や文化の舞台としてもしばしば登場し、源頼朝の流刑地である蛭ヶ小島や、北条氏にまつわる史跡などが残されているほか、井上靖や川端康成をはじめとする多くの作家がこの地を訪れ、狩野川や流域の情景が描かれた優れた作品を残している。また、盆踊りや慰霊祭、川神浄などの伝統行事が行われているほか、各地で湧水や環境の保全などに取り組む住民活動が行われている。

狩野川流域は、伊豆半島と富士・箱根の諸火山からなる山地によりその大部分が占められており、浸透性のよい火山噴出物や溶岩が分布している。天城山系の最高峰である万三郎岳（標高1,406m）から、山地の溪谷を流下した狩野川は、修善寺橋付近で大見川、修善寺川を合流し田方平野を蛇行しながら流下している。中流部に広がり、氾濫原となる田方平野は東西を山地に囲まれ、標高10m前後の盆地状の地形を形成している。

田方平野の末端部、黄瀬川合流点付近は、富士山の噴火で流出した三島溶岩流とそれに続く火山麓扇状地が右岸側から静浦山地に押し迫り、狭窄部となっている。この狭窄部の下流側から河口の氾濫原となる平野部には高密度な市街地が形成されており、河床勾配は約1/1,800となっている。

田方平野は、かつて海域（古狩野湾）であったが、5～6千年前までには、山から運ばれた土砂が少しずつ堆積し、古狩野湾は次第に狭まり、平野部が形成された。そのため、狩野川河口部及び田方平野の地盤は軟弱であり、場所によっては地震時に液状化発生の可能性が高いと予想されている（静岡県第3次・第4次地震被害想定による）。

狩野川流域の気候は、流域のほぼ中央に位置する三島市において、年平均気温が約16℃程度と温暖である。

年平均降水量は、本川狩野川上流域の天城山系や支川黄瀬川上流域の富士山麓部では3,000mmを越える多雨地帯で、降雨は梅雨期及び台風期に集中する傾向にある。中・下流の平

野部での年平均降水量は 2,000mm 前後となっている。

また、狩野川流域は南北に長いため、本川狩野川上流域の天城山麓部と、支川黄瀬川上流域の富士山麓部との間で、雨の量や降り方が大きく異なることもある。黄瀬川では、近年の集中豪雨の発生により、水位が急激に上昇する現象が観測されている。

狩野川の環境と河川利用を概観すると、天城山麓を流下する上流部は、自然植生が残された渓谷であり、絶滅危惧種のアマゴ、カジカ等の清流に生息する魚類が多く、随所に点在する滝が変化に富む景観を形成している。田方平野を蛇行しながら流下する中流部は、連続する瀬や淵、中州などが見られ、アユの友釣り発祥の地としてアユ釣りが盛んであるとともに、水際から高水敷にかけてはヨシ、ヤナギ等が繁茂し多様な動植物の生息・生育・繁殖環境となっている。また、緩やかな川面と富士箱根伊豆国立公園の山々や田方平野の水田が調和した、田園的で落ち着いた景観を形成している。市街地内を緩やかに流れる下流部は、静浦山地や沿岸域に残された緑地と、富士山や伊豆半島の眺望と市街地が融合した水と緑豊かな都市景観を形成している。また、沼津市の「かのがわ風のテラス」や函南町の「川の駅 伊豆ゲートウェイ函南」、伊豆の国市の「川の駅 伊豆城山」など、まちづくりと一体となった河岸整備により、安らぎの水辺空間の形成が図られるとともに、住民の身近な活動空間として日常の散策やイベント等に利用され親しまれている。

狩野川水系で最大の支川である黄瀬川は、アユ等の回遊魚やカワセミ、絶滅危惧種のヤマセミ、カモ類の鳥類など多くの生物の生息・生育・繁殖地となっている。

富士山、箱根山等を水源とする清冽な湧水から発する支川柿田川は、平成 23 年（2011 年）に国指定天然記念物（史跡名勝天然記念物）に指定され、希少な水生植物や、絶滅危惧種のアマゴ、カワセミ、絶滅危惧種のアユ等の清流に生息する動植物を育む他、河岸が緑で連続的に覆われ水と緑の織りなす良好な自然環境を形成しており、都市域の憩いの空間として多くの人々に親しまれている。

水質については、水系内のほぼ全ての環境基準点における BOD75%値（平成 17 年（2005 年）～令和 6 年（2024 年））について環境基準値を満たしており、近年の下水道整備の進捗等により良好な水質が維持されている。この良好な水質である狩野川の水は農業用水や発電用水として利用されるとともに、柿田川の湧水は駿豆地区の水道用水や沼津市、三島市等の工業用水として利用されている。

狩野川流域自治体 6 市 3 町（伊豆市、伊豆の国市、三島市、沼津市、御殿場市、裾野市、田方郡函南町、駿東郡清水町、駿東郡長泉町）の人口は約 62 万人（令和 2 年（2020 年）国勢調査）で、静岡県全体の約 17%を占めている。人口の分布を見ると、狩野川本川及び支川黄瀬川の上流域（伊豆市、御殿場市）に約 12 万人、中流域（伊豆の国市、田方郡函南町、裾野市）に約 14 万人、下流域（沼津市、三島市、駿東郡清水町、駿東郡長泉町）に約 37 万人となっており、下流域に人口の集中が見られるが、過去 25 年（平成 7 年（1995 年）～令和 2 年（2020 年））の人口変化の推移をみると、流域全体では約 62～65 万人、下流域では約 37～39 万人を維持し、概ね横ばいで推移している。

令和2年(2020年)時点の狩野川流域自治体(6市3町)の土地利用状況は、山林面積の割合が約50%と大きいですが、静岡県全域における割合約55%よりは低い。また、狩野川流域の農地面積の割合は約17%であり、静岡県全域における割合約21%よりは低い。一方、宅地面積の割合は約15%であり、静岡県全域における割合約14%と同等である。

近年の土地利用の変化状況を見ると、昭和40年(1965年)～令和2年(2020年)の55年間で、山林面積は約50%で推移している。農地面積の割合は約30%から約17%へ減少する一方、宅地面積は平成7年(1995年)までに約5%から約14%へと増加したのち平成7年(1995年)以降は横ばいで推移している。

狩野川流域は風光明媚な地であり、修善寺温泉発祥の湯といわれる独鈷の湯をはじめ、修善寺や伊豆長岡などの温泉地が点在し、平成27年(2015年)7月に世界文化遺産に登録された^{にらやま}韮山反射炉などの観光資源が多数あることから、年間1千万人を超える観光客が訪れており、観光業が盛んである。また、上流域の伊豆市は静岡県内有数のワサビの生産地であり、産出額や栽培面積で日本一を誇る静岡県のワサビ栽培を支えている。

中下流域は、古くから豊富な水量、良好な水質を背景に繊維業、製糸業、醸造業が発達してきており、恵まれた湧水及び地下水等を利用した工業用水や交通網の発達を背景に、主要な産業である機械、輸送機械、金属、食料品等多様な産業が立地している。さらに、静岡県のファルマバレープロジェクトの推進により、静岡県立静岡がんセンターや、バイオテクノロジーを活用した医療品産業などの研究開発施設の立地が進むほか、新たな産業が展開している。

狩野川流域と他地域を結ぶ交通網としては、昭和39年(1964年)に東海道新幹線が開通、昭和44年(1969年)に東名高速道路が全通し、氾濫原に位置する下流域の沼津市や三島市は我が国の動脈が集中する交通の要衝となっている。さらに、この地域は伊豆や富士といった観光地へ向かう交通網の整備も推進されている。近年では、新東名高速道路の一部開通(平成24年(2012年))、伊豆縦貫自動車道のうち東駿河湾環状道路(三島塚原～函南塚本間)の開通(平成26年(2014年))、天城北道路の開通(大平～月ヶ瀬間)^{おおだいら}(平成31年(2019年))など、整備は着実に進んでおり、沿線では工業団地の開発が進んでいる。

第2項 治水の沿革

狩野川流域は、多雨地帯を抱えているほか、氾濫原として広がる中流域の田方平野や、その末端に位置する黄瀬川合流点付近の狭窄部など地形的特徴から、往古より幾多の洪水被害が発生している。

記録に残る最も古い水害^{注1)}は「和銅2年(709年)に長雨で稲苗が大きな被害を受けた」というものであるが、記録が明らかな江戸時代以降の水害^{注2)}を見ると、江戸時代に40回、明治時代に42回、大正時代だけでも20回の水害記録が残されている。昭和に入ってからも狩野川は洪水氾濫を繰り返し、昭和23年(1948年)9月の台風第21号(アイオン台風)では、床上浸水346戸、床下浸水222戸の浸水被害が生じた。さらに、昭和33年9月狩野川台風(1958年)では、流域全体で死者・行方不明者853人、被災家屋6,775戸に達する^{みぞう}未曾有の大災害となった。

注1：出典：^{ずしゅうしこう}豆州志稿

注2：出典：狩野川(建設省沼津工事事務所, 昭和46年(1971年))

表 1.1 主な洪水と洪水被害

年月日	気象要因	被害状況 ()内は出典
昭和23年(1948年) 9月16日	台風第21号 (アイオン台風)	床上浸水346戸、床下浸水222戸 (静岡県異常気象災害誌)
昭和33年(1958年) 9月17日	台風第21号	負傷者1名、家屋全壊1戸、半壊4戸 床上浸水117戸、床下浸水217戸 (三島市誌)
昭和33年(1958年) 9月26日	狩野川台風 (台風第22号)	死者684名、行方不明169名 家屋全壊261戸、流失697戸、半壊647戸 床上浸水3,012戸、床下浸水2,158戸 (静岡県誌)
昭和34年(1959年) 8月14日	台風第7号	死者3名、負傷者34名、家屋全壊128戸、半壊537戸 床上浸水1,308戸、床下浸水2,094戸 浸水面積416ha (静岡県異常気象災害誌)
昭和36年(1961年) 6月28日	前線	家屋全壊9戸、流出29戸、半壊1,195戸、床上浸水6,608戸、 床下浸水6,366戸、浸水面積5,000ha (水害統計)
昭和51年(1976年) 8月9日	前線	床上浸水44戸、床下浸水269戸 (水害統計)
昭和57年(1982年) 8月3日	台風第10号	床上浸水575戸、床下浸水878戸、浸水面積794ha (水害統計)
昭和57年(1982年) 9月12日	台風第18号	家屋全壊流出1戸、床上浸水190戸、床下浸水449戸 浸水面積302ha (水害統計)
平成10年(1998年) 8月30日	前線	家屋全壊3戸、半壊2戸、床上浸水284戸、 床下浸水481戸、浸水面積371ha (水害統計)
平成10年(1998年) 9月15日	台風第5号	床上浸水62戸、床下浸水144戸 浸水面積148ha (水害統計)
平成14年(2002年) 10月1日	台風第21号	家屋全壊1戸、半壊2戸、床上浸水975戸、 床下浸水280戸、浸水面積93ha (水害統計)
平成16年(2004年) 10月8~9日	台風第22号	家屋全壊4戸、半壊2戸、床上浸水351戸、 床下浸水623戸、浸水面積147ha (水害統計)
平成17年(2005年) 8月25~26日	台風第11号	床上浸水50戸、床下浸水142戸 浸水面積80ha (水害統計)
平成19年(2007年) 9月6~7日	台風第9号	床上浸水247戸、床下浸水477戸 浸水面積428ha (水害統計)
平成23年(2011年) 9月19~22日	台風第15号	床上浸水4戸、床下浸水11戸 浸水面積(資料なし) (市町調べ)
令和元年(2019年) 10月11~15日	令和元年 東日本台風 (台風第19号)	床上浸水623戸、床下浸水627戸、浸水面積850ha (国土交通省 災害情報)
令和3年(2021年) 7月3日	前線	家屋全壊1戸、床上浸水9戸、床下浸水13戸 (国土交通省 災害情報)
令和6年(2024年) 6月18日	前線	家屋半壊1戸、床上浸水37戸、床下浸水105戸 (国土交通省 災害情報)

狩野川における本格的な治水事業は、昭和2年(1927年)に直轄事業として修善寺橋から下流の改修工事に着手したのが始まりである。計画高水流量は基準地点大仁^{おおひと}で1,700m³/sとし、本川の浚渫掘削と築堤^{ちくたい}をもって洪水を流下させるよう計画された。

しかしその後も狩野川は度々洪水を繰り返し、更に昭和23年(1948年)9月の台風第21号(アイオン台風)により甚大な被害を受けるに至り、本川のみで洪水を流下させることは甚だ困難と判断され、改修工事計画の再検討がなされた。

昭和24年(1949年)に、従前より構想としてはあったものの実現には至らなかった放水路の開削を中心とした改修計画を立案し、昭和26年(1951年)に放水路工事に着手した。計画分派量は当初1,000m³/sとしたが、工事途中の昭和33年9月狩野川台風(1958年)による未曾有の出水で大幅な計画の変更を行い、基準地点大仁における計画高水流量を4,000m³/s、狩

野川放水路への分派量を 2,000m³/s に見直し、昭和 40 年（1965 年）に放水路が完成した。

昭和 42 年（1967 年）には、一級河川の指定を受け、これらの計画を踏襲した狩野川水系工事実施基本計画を昭和 43 年（1968 年）に策定し、これまでに築堤、護岸等の整備、沿川の都市化の進展に伴い深刻化した内水被害の軽減を図るための排水機場の整備等を行っている。

平成 9 年（1997 年）の河川法改正に従い、狩野川水系河川整備基本方針を平成 12 年（2000 年）に、当面の具体的な河川整備に関する事項を示した狩野川水系河川整備計画を平成 17 年（2005 年）に策定（平成 28 年（2016 年）変更）した。これに基づき、狩野川の特性と流域内の風土・文化等の実情に応じた河川整備を推進してきたところであるが、気候変動の影響による降雨量の増大等に対応するため、狩野川水系河川整備基本方針を令和 5 年（2023 年）に変更した。

また、昭和 54 年（1979 年）に静岡県全域が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定され、河口部の高潮堤の補強、陸閘の整備等を実施するとともに、平成 13 年（2001 年）には、静岡県が東海地震を想定地震動とした第 3 次地震被害想定を公表したことを受けて、これまでに河口部において堤防等の耐震対策を実施してきている。その後、平成 23 年（2011 年）に発生した東北地方太平洋沖地震を教訓とし、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、静岡県第 4 次被害想定が策定され、高潮堤等の耐震対策を行っている。

なお、流域の大半が脆弱な火山噴出物で覆われ、大雨などで崩壊しやすい地質構造となっていることから、昭和 33 年 9 月狩野川台風（1958 年）を契機として昭和 34 年（1959 年）に上流域の直轄砂防工事に着手し、令和 6 年（2024 年）度末時点で 136 基の砂防堰堤を完成させるなど、土砂流出の抑制を図っている。令和元年東日本台風（2019 年）では、整備された砂防堰堤等が効果を発揮し、流域内の被害の軽減につながった。

表 1.2 改修計画の経緯

年	主な計画概要
昭和 2 年（1927 年）	直轄河川改修事業着手 計画高水流量 1,700m ³ /s（大仁地点）
昭和 24 年（1949 年）	狩野川放水路へ 1,000 m ³ /s 分派する計画に変更
昭和 38 年（1963 年）	狩野川総体計画策定（計画流量の改訂） 計画高水流量 4,000m ³ /s（大仁地点） 狩野川放水路分派量 2,000m ³ /s
昭和 43 年（1968 年）	狩野川水系工事実施基本計画策定 計画高水流量 4,000m ³ /s（大仁地点） 狩野川放水路分派量 2,000m ³ /s
平成 12 年（2000 年）	狩野川水系河川整備基本方針策定 計画高水流量 4,000m ³ /s（大仁地点） 狩野川放水路分派量 2,000m ³ /s
平成 17 年（2005 年）	狩野川水系河川整備計画策定 整備計画目標流量 3,100m ³ /s（大仁地点）
平成 28 年（2016 年）	狩野川水系河川整備計画変更 整備計画目標流量 3,100m ³ /s（大仁地点）
令和 5 年（2023 年）	狩野川水系河川整備基本方針変更 計画高水流量 4,600m ³ /s（大仁地点） 狩野川放水路分派量 3,400m ³ /s

第3項 利水の沿革

狩野川の豊富な水量と良好な水質は、古くから繊維業、製紙業、醸造業等の発展に寄与してきた。特に、天城山系の清流を利用したワサビ栽培は盛んであり、静岡県^のワサビ産出額は令和5年（2023年）時点で日本一を誇っている。

現在、狩野川の河川水は、農業用水として耕地のかんがい^に利用されるとともに、発電用水として明治44年（1911年）に建設された梅木^{うめぎ}発電所をはじめとする7箇所^の水力発電所で使用され、総最大出力約10,000kWの発電が行われているほか、伊豆の国市への水道用水として利用されている。また、柿田川の湧水は、駿豆地区の水道用水や沼津市、三島市等の工業用水として利用されている。一方、隣接する他流域の芦ノ湖^{あしのこ}より導水^{ふから}している深良^{よしみ}用水（寛文10年（1670年）完成）は、地形と地質上の制約から水に恵まれない黄瀬川流域の農業用水の安定供給などに重要な役割を担っている。

第4項 河川環境の沿革

狩野川は、天城山系の溪谷を清流となって下り、その後田方平野を蛇行しながらゆるやかに流れ、下流部沼津市街地等において良好な水辺空間を提供している。上流山間部は年間降水量3,000mmを越える多雨地帯であり、流域の地形的特徴もあり、往古より幾多の災害が発生してきた。このため、昭和2年（1927年）より本格的な治水事業に着手し、河川改修を進めてきた。

このような中、利用と保全の調和がとれた狩野川の川づくりを図っていくことを目指し、河川管理者の取組としては、平成2年（1990年）に「狩野川水系河川環境管理基本計画」及び「狩野川水系河川空間管理計画」を策定し、河川環境の保全と創造についての指針を示し、適正な管理に努めているとともに、これまでに親水護岸^{しんすい}や多様な環境を有する水際等の整備を実施している。

多様な環境を有する水際部は、様々な動植物の生息・生育・繁殖環境となることから、黄瀬川の大岡地区^{おおおか}では自然の営力で礫河原^{れきがわら}及び多様な水際の保全・創出を図ることを目指し、樹木伐開、河道掘削、高水敷切り下げによる自然再生事業を実施し、平成20年（2008年）に完了した。また、狩野川の函南町肥田地区^{ひた}では、かつて湾曲部内湾側に形成されていた砂州等の多様な環境を有する水際の創出を図るため、樹木伐開、河岸・中州の掘削による自然再生事業を実施し、平成21年（2009年）に完了した。

さらに、柿田川の清水町柿田地区^{かきだ}では、豊富な湧水と清浄な水質により、貴重な動植物の生息・生育・繁殖環境となっている柿田川本来の自然環境と絶滅危惧種^のミシマバイカモなどの水生植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出するため、特定外来生物のオオカワヂシャの駆除や堆積土砂の掘削による自然再生事業を平成12年（2000年）から継続的に実施している。また、柿田川は平成23年（2011年）に国指定天然記念物に指定されており、柿田川における自然環境の保全・創出をより具体的に進めるため、自然保護団体、有識者、行政の合意形成を踏まえ平成24年（2012年）3月に策定、令和3年（2021年）3月に改定された「柿田川自然再生計画」に基づいた、自然再生事業を継続している。

河川空間利用をみると、下流部を中心に高水敷を活用した公園やグラウンドの整備が進められるとともに、堤防を活用して、自転車や歩行者等、年間約171.8万人（令和元年度（2019

年度))の人が狩野川を利用している。

狩野川の沼津市大平地区・清水町徳倉地区では、河川空間のアクセス改善や、堤防上のサイクリングや散策等の河川空間の適正な利用を図るため、親水護岸、管理用通路の整備、高水敷の整正等を実施し、狩野川コリドー利用推進事業が平成21年(2009年)に完了している。

沼津市中心部に位置する上土地区では、さらなる利用促進により、まちなぎわいの創出につながるよう「かのがわ風のテラス」として河川利用のオープン化の取組が、平成25年度(2013年度)より進められている。さらに、狩野川の新しい活用方策について、流域一体となって考えるミズベリングかのがわ会議を平成26年(2014年)から開催しており、狩野川の利活用に対するニーズが高まってきている。また、函南町塚本地区の「川の駅 伊豆ゲートウェイ函南」や伊豆の国市神島地区の「川の駅 伊豆城山」など、かわまちづくりと一体となった河川整備により、河川空間の利活用が図られている。

令和6年(2024年)には「沼津狩野川かわまちづくり計画」として「上土町、市場町及びその周辺」が新たに登録された。函南町塚本地区、伊豆の国市神島地区を加えて3地区の関係機関で構成される「狩野川流域河川空間利活用連携協議会」を設置し、関係機関が連携して狩野川流域における新たな賑わいの創出と地域活性化を目指している。

第2節 河川整備の現状と課題

第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する現状と課題

狩野川では、度重なる洪水被害を踏まえ、昭和2年（1927年）に直轄の治水事業に着手したものの、以降も洪水氾濫を繰り返し、特に、昭和33年9月狩野川台風（1958年）は、流域全体で死者・行方不明者853人、被災家屋6,775戸という未曾有の大災害をもたらした。その後は、昭和40年（1965年）の狩野川放水路の建設や沼津市街地等の堤防整備、捷水路しゅうすいろの整備等が家屋移転など地域の協力を得て進められてきた。

令和元年東日本台風（2019年）では、伊豆市の湯ヶ島雨量観測所ゆがしまで昭和33年9月狩野川台風（1958年）を超える総降水量を記録したものの、狩野川放水路への分派やこれまでの河川整備の進捗により、狩野川本川からの氾濫を防ぐことができ、人的被害をゼロに抑えることができた。

現在、狩野川水系では、平成12年（2000年）に策定した狩野川水系河川整備基本方針及び平成17年（2005年）に策定、平成28年（2016年）に変更した狩野川水系河川整備計画に基づき、狩野川の特性と流域内の風土・文化等の実情に応じた河川整備を推進してきたが、令和6年度（2024年度）末時点において計画高水位以下の流下能力が不足する箇所がある。加えて、気候変動の影響による降雨量の増大、令和5年（2023年）に変更した狩野川水系河川整備基本方針を踏まえ、引き続き水位を低下させるための整備を実施する必要がある。

河川管理施設等構造令に基づく構造（以下「計画堤防断面」という。）に対して、堤防が整備されていない区間や堤防の高さや幅が不足している区間（以下、「今後整備が必要な区間」という。）が約12%（令和7年（2025年）3月末現在）ある。

また、水衝部において洪水時に侵食・洗掘等により堤防や高水敷が被害を受ける恐れがある箇所も見られる。

さらに、洪水の流下の支障となっている橋梁きょうりょう、土砂の堆積たいせき、河道内樹木の繁茂により流下能力が不足し、気候変動の影響による降雨量増大に伴い増加する流量に対して計画高水位以下で安全に流下させることができない箇所がある。

支川の大場川、来光川、柿沢川は災害復旧工事などにより堤防は概成しているが、気候変動の影響による降雨量増大を考慮し、大場川、来光川においては流域対策が必要である。黄瀬川については、一部の区間で流下能力が不足する区間、無堤区間、橋梁と一体で堤防整備が必要な区間がある。

堤防の浸透に対する安全性の観点から実施した詳細点検では、浸透に対する安全性を確保するために対策が必要な区間の延長は、点検が必要な区間の約39%（令和7年（2025年）3月末現在）となっている。

一方、内水対策では、下流部沼津市街地の一部区間及び低平地となっている中流部田方平野のほとんどの区間で、狩野川の洪水時には内水の排水が困難であり、現在、国土交通省管理の7排水機場をはじめ、湛水防除事業たんすいぼうじょや、下水道事業により内水対策が行われているが、都市化の進展等により内水被害ひんぼつが頻発している。

また、出水時における排水機場の運転については、堤防の越水や決壊などによる甚大な被害

が発生するおそれがある場合は、河川管理者以外が所管する施設も含め排水機場の運転調整が必要となる。

狩野川沿川の水防管理団体は、7 団体存在しているが、水防団員の減少や高齢化等が課題で、強化・育成等が急務となっている。

高潮対策としては、河口から約 0.6km（沼津市西島町、蓼原町）までの区間について、狩野川河口部周辺沿岸で最も大きな被害を受けた昭和 41 年（1966 年）9 月の台風第 26 号が満潮時に再来した場合に、高潮による災害の発生を防止することを目標とし、海域からの高潮の影響を考慮した整備を行った。

地震・津波対策としては、狩野川中下流部において、地震時に基礎地盤の液状化等により堤防の沈下、崩壊等の被害が予想されるため、河口部の津波危険度の高い区間において高潮堤の補強や陸閘の整備を行ってきた。また、河口の陸閘や樋管においては、津波注意報等が発令される場合、確実に自動閉鎖できるよう整備されている。近年では、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震における津波災害を踏まえ、狩野川においても耐震性能照査を実施し、対策が必要な箇所については順次整備を進めている。また、狩野川放水路河口部の沼津市口野地区においては、津波対策として海岸管理者の静岡県と連携し、数十年から百数十年に一度程度発生する比較的頻度の高い津波高（計画津波高）に対応した堤防の整備を進める必要がある。

表 1.3 堤防の整備状況

河川名	大臣管理 区間延長※ (km)	計画堤防断面		今後整備が 必要な区間※	
		延長※ (km)	率 (%)	延長※ (km)	率 (%)
狩野川	24.9	38.7	84.0	7.3	16.0
黄瀬川	2.7	3.0	83.8	0.6	16.2
柿田川	1.2	0.0	—	0.0	—
大場川	2.6	5.0	100.0	0.0	0.0
来光川	1.5	3.0	100.0	0.0	0.0
柿沢川	0.9	1.7	100.0	0.0	0.0
狩野川放水路	3.0	4.1	100.0	0.0	0.0
合計	36.8	55.4	87.4	7.9	12.6

令和 7 年（2025 年）3 月末現在

※各河川の延長と合計の延長は、四捨五入の関係で合わない場合がある。

表 1.4 大臣管理区間の橋梁

河川名	橋梁数	桁下高不足※など
狩野川	21	12 (57.1%)
黄瀬川	7	5 (71.4%)
柿田川	1	0 (0.0%)
大場川	5	3 (60.0%)
来光川	3	0 (0.0%)
柿沢川	2	0 (0.0%)
狩野川放水路	5	1 (20.0%)
合計	44	22 (50.0%)

令和7年(2025年)3月末現在

※橋の桁下クリアランスが余裕高未満

表 1.5 堤防の浸透に対する安全性

河川名※1	点検が必要な 区間 A (km)	点検済み 区間 B (km)	堤防強化が 必要な区間 C (km) ※2	点検済み区間 に対する割合 C/B (%)
狩野川	49.11	49.11	19.2	39.1

令和7年(2025年)3月末現在

※1：支派川の大員管理区間を含む。

※2：堤防点検を実施し、追加調査の結果や市街地の造成等による状況の変化により、対策が必要となった区間

表 1.6 排水機場一覧

河川名	施設名称	位置	完成	排水量 (m ³ /s)
狩野川	江川排水機場	左岸 0.6k+14m	S48	6.0
狩野川	浪人川排水機場	右岸 3.4k+141m	S39	7.2
狩野川	境川排水機場	右岸 8.8k+40m	H12	7.5
狩野川	四日町排水機場	右岸 15.8k+232m	H21	8.0
狩野川	宗光寺排水機場	右岸 20.0k-70m	H10	8.0
狩野川	小坂排水機場	左岸 21.2k+192m	H21	9.0
大場川	函南観音川 排水機場	左岸 1.6k+147m	H21	9.2

令和7年(2025年)3月末現在

平成 24 年 7 月九州北部豪雨（2012 年）等を踏まえて全国的に堤防の緊急点検が行われ、狩野川水系においても、被災履歴やこれまでの堤防点検結果等の既存データを活用しつつ再確認し、堤防の浸透に対する安全性が不足する箇所、流下能力が不足する箇所、水衝部等の侵食に対する安全性が不足する箇所を「対策が必要な区間」として公表した。その後、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（2015 年）を契機に、上下流バランスや背後地^{はいごち}の状況等を勘案の上、堤防整備を進めてきた。しかし、平成 30 年 7 月豪雨（2018 年）や令和元年東日本台風（2019 年）など、災害は相次いで発生しており、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」や「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」によって対策を進めているが、更なる整備の加速化が求められている。

また、施設の能力を上回る洪水が発生した場合には、壊滅的な被害が発生するおそれがある。このため、被害を軽減するための対策として、河川防災ステーション（地域連携機能を加えた MIZBE ステーション含む）、防災拠点等のハード対策、河川情報伝達システムの整備、浸水想定区域図の公表、多段階浸水想定図や水害リスクマップによるハザード情報の公表の公表とこれに伴う関係する地方公共団体の各種ハザードマップ作成支援、防災指針の追加による立地適正化計画の改定等のソフト対策を推進している。

さらに、関係機関相互の情報共有及び災害時における連携を強化するため、「狩野川洪水予報連絡会」、「沼津河川国道事務所水防連絡会（平成 28 年（2016 年）5 月、狩野川水防災協議会に移行）」、「静岡県東部圏域災害情報協議会」を設置し、関係機関と連携して、迅速な情報伝達を行えるよう河川情報の提供や伝達体制、避難体制の整備等を進めてきた。

これらに加えて気候変動の影響による降雨量増大に対して、ハード対策のみならずソフト対策や流域対策等のあらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」を推進していく必要がある。

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

河川水の利用に関しては、古くから発電用水、農業用水、水道用水、工業用水等様々な利用がされているが、上流水源域が多雨地帯であるとともに、浸透性に富んだ火山性の地質が広く分布していることから河川流況は安定しており、また地下水・湧水が豊富で、これらの利用もされているため、これまで顕著な^{けんちよ かつすい}渇水被害は発生していない。

狩野川水系における河川水の利用は、発電用水、農業用水、水道用水がほとんどを占めており、発電では狩野川水系の県管理区間において7箇所（最大発電量：約10,000kW）で実施されている。

農業用水の取水件数は、553件（許可水利17件（うち大臣管理区間内13件）：最大取水量約5.038m³/s（うち大臣管理区間内約4.705m³/s）、慣行水利536件（うち大臣管理区間内5件）で、かんがい面積は大臣管理区間内のみの合計で約840haに及んでいる。なお、隣接する他流域の芦ノ湖より導水している深良用水は、地形と地質上の制約から水に恵まれない黄瀬川流域の農業用水の安定供給などに重要な役割を担っている。

水道用水の取水件数は許可水利5件（うち大臣管理区間内3件）で約1.871m³/s（うち大臣管理区間内約1.852m³/s）の取水が行われ、そのうち、柿田川の湧水は駿豆地区に広く供給している。

工業用水の取水件数は許可水利1件（大臣管理区間内）で、柿田川から最大取水量約1.25m³/s取水され、沼津市や三島市等に供給している。

なお、狩野川本川の大臣管理区間内では、許可水利12件、約4.28m³/sの取水が行われ、そのうち農業用水は許可水利10件、その他慣行水利3件により、かんがい面積は許可・慣行合わせて約762haに及んでいる。

狩野川を水循環の視点で見ると、地下水、湧水に恵まれた流域ではあるものの、湧水量が減少する傾向にあり、昭和37年（1962年）には三島市楽寿園の^{らくじゆえん}小浜池が^{こはまいけ}枯渇したほか、柿田川の湧水量も昭和38年（1963年）に毎秒15.2m³（日量約131万m³）であったものが平成26年（2014年）には毎秒12.6m³（日量約109万m³）に減少していた。このような状況の中、地域住民や地方公共団体が連携し、森林の保全や地下水の保全といった流域の水循環健全化のための活動が行われ、令和4年（2022年）の湧水量は毎秒13.3m³（日量約115万m³）と近年は回復しつつある。

令和5年（2023年）8月に変更した狩野川水系河川整備基本方針において、新たに大仁地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量（以下「正常流量」という。）を通年概ね6.2m³/sと設定した。

基準地点^{おおひと}大仁の流況は、昭和44年（1969年）から令和5年（2023年）までの55ヶ年の平均で、低水流量は11.7m³/s、渇水流量は8.4m³/sであり、「正常流量」を満足している。

流水管理については、関係者間において河川流況等の情報を共有し、気候変動の影響による渇水リスクの増大を考慮し、渇水対策が必要となる場合においては、関係機関及び地域住民へ渇水情報を提供するとともに水利使用者間による調整を図ることが必要である。

表 1.7 ^{おおひと}大仁地点流況表

河川名	統計期間	豊水流量	平水流量	低水流量	渇水流量	最小流量
狩野川	昭和44年～令和5年の平均【55ヶ年】	21.8m ³ /s	15.3m ³ /s	11.7m ³ /s	8.4m ³ /s	4.7m ³ /s

出典：流量年表・水文水質データベース（事務所内資料）

第3項 河川環境の現状と課題

天城山系を流下する上流部は、カシやカエデ類等の自然植生が残された渓谷があり、絶滅危惧種のアマゴ、カジカ等の清流魚が生息する。

中流部は田方平野を蛇行しながらゆるやかに流れ、連続する瀬や淵、中州などが見られ、アユ釣りで賑わっているとともに、水際から高水敷にかけてヨシ、ヤナギ等が連続的に繁茂し、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境となっている。また、ゆったりとした川面と富士山や天城山系などの山々や田方平野の水田が調和した狩野川特有の落ち着いた景観を形成している。

市街地を流れる下流部は、御成橋付近で市街地再開発事業と一体となった階段護岸が整備されており、良好な水辺空間を提供している。また、河口部には小規模ながらもシギ、チドリ類の渡りの中継地ともなる干潟が存在している。

河川の連続性を見ると、狩野川本川の大正管理区間内には堰等の横断工作物はなく、縦断的連続性が維持され、アユ、絶滅危惧種のカマキリ（アユカケ）、絶滅危惧種のウツセミカジカ等の回遊魚が全川をとおして確認されている。

狩野川水系で最大の支川である黄瀬川は、御殿場市に源を發し、湧水や雪解け水を集めながら南流する河川である。富士山の噴火により流出した三島溶岩流の岩盤を浸食しつつ南へと流れ、下流部は扇状地を形成して田方平野の一部を占める。アユ等の回遊魚やカワセミ、絶滅危惧種のヤマセミ、カモ類の鳥類など多くの生物の生息・生育・繁殖地となっている。

湧水を水源とする支川柿田川は、年間を通して水量・水質ともに安定し、絶滅危惧種のミシマバイカモをはじめとする希少な水生植物や、一般的には河川の中上流部に生息する絶滅危惧種のアマゴやカワセミ、絶滅危惧種の子アヒ等々の動植物を育む他、河岸が緑で連続的に覆われ、都市部にありながら類い希で貴重な自然環境を有している。一方、特定外来生物のオオカワヂシャ、小規模な範囲ではあるが近年確認された特定外来生物のナガエツルノゲイトウ等の外来種の侵入により、在来の希少な水生植物への影響が懸念されている。また、柿田川に生息していたアオハダトンボは、近年確認されていない。

また、過去の改修工事等により、かつて存在した狩野川らしさを特徴づける良好な環境が損なわれた箇所も見られる。特に狩野川放水路分派点より下流では、河岸が断崖化している区間で高水敷の竹林や外来植物群落の拡大傾向が見られ、水際環境に依存する湿地性の植物群落が減少傾向となっている。

表 1.8 河川環境区分ごとの現状と課題

区分	範囲	セグメント	現状と課題
区分 1	-1.0km～5.0km (河口域)	2-2	感潮区間であり、河床勾配は 1/1,800 である。上流部で黄瀬川が合流する。河床材料は砂-細礫である。河口域に干潟やヨシ原が形成され経年的に維持されている。干潟では絶滅危惧種のオオソリハシギが継続的に確認されている一方で、絶滅危惧種のカマキリ（アユカケ）が減少傾向にある。ヨシ原ではオオヨシキリが継続的に確認されている。
区分 2	5.0km～12.0km (下～中流域移行区間)	2-2	河床勾配は 1/1,800 であり、下流部で柿田川が合流する。河床材料は砂-細礫である。ワンド・たまりが少なく、絶滅危惧種のみなみメダカが減少傾向にある。また、上流や柿田川と比較して水際の植生が少なく、メダケを中心とした樹林やセイバンモロコシやオオブタクサを中心とした外来植物群落が多い。オギ群落をはじめとする在来植物群落が消滅しているほか、一部の区間では湿地環境で生育するカワヂシャが減少している。
区分 3	12.0km～18.0km (中流域)	2-1	河床勾配は 1/1,000 であり、下流部で大場川及び来光川が合流する。上流部では狩野川放水路に分派している。河床材料は中礫である。水域では、連続する瀬・淵が維持されており、ワンド・たまりが他の区分と比較して多い。瀬・淵を利用する絶滅危惧種のカマキリ（アユカケ）が継続的に確認されており、早瀬にアユの産卵場が見られる。ワンド・たまりを利用する絶滅危惧種のみなみメダカが継続的に確認されている。区分 2 と同様に陸域では、区分の下流側で上流や柿田川と比較して水際の植生が少なく、メダケを中心とした樹林やセイバンモロコシやオオブタクサを中心とした外来植物群落が多い。オギ群落をはじめとする在来植物群落が消滅しているほか、一部の区間では湿地環境で生育するカワヂシャが減少している。
区分 4	18.0km～23.0km (中流域)	2-1	河床勾配は 1/500 であり、河床材料は中礫である。水域では、連続する瀬・淵が維持されている一方、ワンド・たまりが他の区分と比較して少ない。瀬・淵を利用する絶滅危惧種のカマキリ（アユカケ）や絶滅危惧

			種のウツセミカジカが継続的に確認されており、早瀬にアユの産卵場が見られる。陸域では、水際の植生が区分に連続して発達する一方で、一部の範囲で自然裸地、水生植物帯の縮小、セイバンモロコシやオオブタクサを中心とした外来植物群落の拡大が見られる。オギ群落をはじめとする在来植物群落が消失しているほか、一部の区間では湿地環境で生育するカワヂシャが減少している。また、水生植物帯を利用するゴイサギの減少傾向が見られる。
区分 5	23.0km～27.8km (中流域)	1	河床勾配は 1/180 であり、河床材料は中礫である。水域では、連続する瀬・淵が維持されている一方、ワンド・たまりが縮小している。連続する瀬淵を利用するアユが継続的に確認されている一方、ワンド・たまりを利用するギンブナに減少傾向が見られる。陸域では、水際の植生が区分に連続して発達する一方で、自然裸地の縮小傾向が見られる。
区分 6	0.0km～2.8km (黄瀬川)	1	狩野川水系最大の支川であり、河床勾配は 1/240、河床材料は中礫である。水域では連続する瀬・淵が維持されており、アユが継続的に確認されている。陸域では自然裸地が維持されており、イカルチドリが継続的に確認されている。
区分 7	0.0km～1.2km (柿田川)	1	湧水を水源とする河川であり、年間を通じて流量、水質ともに安定している。絶滅危惧種のミシマバイカモやナガエミクリなどの水生植物や越年アユなど湧水環境を特徴づける様々な生物の生息・生育・繁殖環境として機能している。水域では、小規模ながら連続する瀬・淵が維持されている。陸域では、水際の植生が発達している一方で、河畔林が河川に張り出し、水面の被覆面積が拡大しており、光環境の変化によるアオハダトンボや水生植物などへの影響が懸念されている。アオハダトンボは、令和 4 年以降、柿田川で確認されていない。

さらに洪水時に流出する流草木や不法投棄されたゴミ等により、環境の悪化や河川景観への悪影響等が問題となっており、流域一体となった取組により改善を図る必要がある。また放水路の放流により、海域への濁水やゴミの流出といった環境面への影響が指摘されている。

河川空間の利用をみると、高水敷は公園や緑地、運動場として利用され、地域住民の憩いの場、コミュニケーションの場として活用されている。水面利用としては、神島橋^{かみしまばし}よりも上流を中心にアユ釣りが盛んであり、初夏には多くの釣り客が訪れる。また、カヌー等の利用が中下流部で行われ、下流部では沼津市上土地区の階段護岸周辺が「かのがわ風のテラス」として水辺のバーベキューや水辺のステージ等に利用されているほか、河口部では、我入道^{がにゅうどう}の渡しが平成9年（1997年）に復活・運航している。また、函南町の「川の駅 伊豆ゲートウェイ函南」や伊豆の国市の「川の駅 伊豆城山」など、かわまちづくりと一体となった河川整備により、河川空間の利活用が図られている。

狩野川では、このように高水敷や水面において様々な利用が行われている。

狩野川水系の水質に関しては、昭和45年（1970年）に本川全区間が水質汚濁に係る環境基準の類型指定を受けており、河口～神島橋^{かみしまばし}については、令和4年（2022年）にA類型からAA類型へ見直し、神島橋～瑞祥橋^{ずいしょうばし}については、平成29年（2017年）にA類型からAA類型へ見直し、瑞祥橋より上流についてはAA類型に指定されている。支川においては、黄瀬川は鮎壺^{あゆつぼ}の滝より下流について平成9年（1997年）にD類型からC類型へ見直した後、令和5年（2023年）にA類型に更に見直しがされている。大場川は出逢橋^{であいばし}より下流について令和4年（2022年）にB類型からA類型へ見直し、来光川は大土肥橋^{おおといばし}より下流について令和4年（2022年）にA類型からAA類型へ見直しがなされている。

水系内の環境基準点におけるBOD75%値は、狩野川水系河川整備計画策定（平成17年（2005年）12月）以前は本川下流や一部支川で流況の悪い年に環境基準値を上回ることがあったものの、近年（平成17年（2005年）～令和6年（2024年））では下水道整備の進捗等により、ほぼ全ての地点で環境基準値を満たしている。また、狩野川を特徴づけるアユの餌となる付着藻類^{ふちやくそうるい}の構成に影響を与えるといわれている窒素^{ちっそ}、リンについては、近年大きな変化は見られない。

第4項 河川の維持管理の現状と課題

河川の維持管理は、災害の発生防止又は被害の軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全などの目的に応じた管理、平常時や地震及び洪水時の河川の状態に応じた管理、河川管理施設の種類に応じた管理など広範且つ多岐にわたっている。これらを効果的・効率的に維持管理するため、「狩野川河川維持管理計画」（大臣管理区間）（令和5年（2023年）3月）を策定し、適宜、実施状況の分析・評価を行い、必要に応じて見直しを加えながら、維持管理を実施している。

狩野川放水路や樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設は、その機能が適切に発揮されるよう維持管理しているが、整備から相当年数を経過し、老朽化による補修が必要な施設もある。このうち、狩野川放水路は令和7年（2025年）時点で完成から60年が経過しており、治水上の重要な施設として、点検を実施した上で、必要な箇所の補修工事を実施し、運用している。

堤防については、定期的な堤防除草の実施、平常時の河川巡視による施設の状況把握を行っている。

河道の維持管理については、河床変動、洗掘、侵食などの状況を把握し、適切に実施するとともに、高水敷の固定化等による河道内樹木の繁茂により洪水流を阻害することとなるため、必要な河道断面積を確保するための樹木伐開などを実施する必要がある。

洪水時には、狩野川について静岡地方气象台と共同し、洪水予報の迅速な発表を行い、報道機関を通じて地域住民等に情報提供を行っている。

また、水防警報を迅速に発表し、本川及び支川等について水防活動が円滑に実施できるよう関係機関への迅速かつ確実な情報連絡に努めている。

出水期前には、関係機関との会議を行い情報共有及び連絡系統の確認を行うとともに、出水時に水防活動が適切に行われるよう水防演習を実施している。なお、出水時や地震時には、河川巡視を行い河川管理施設の異常の有無を確認している。

排水機場等の河川管理施設は、水位・流量・雨量等を適確に把握し適正な操作を実施している。また、内水被害が発生した場合には、自治体の要請に応じて排水ポンプ車により内水被害軽減のための支援を実施している。

河川情報システムの整備では、平常時及び洪水時の河川管理や水防活動等の防災対策に必要な水位や雨量等の情報について、常に最適な状態で観測を行えるよう保守点検、整備を実施している。また、光ファイバー網及び河川監視用 CCTV カメラ、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの整備を進め、防災対策に必要な水位や雨量等の情報の収集、河川管理施設の操作状況などの監視等を行うとともに、地域住民等に情報提供を行っている。

地域と連携した防災意識の向上への取組としては、平成26年（2014年）9月に、狩野川流域自治体や地域の団体と共同で「狩野川台風の記憶をつなぐ会」を発足し、未曾有の被害をもたらした昭和33年9月狩野川台風（1958年）について、「災害教訓伝承活動」を実施している。

河川の水質については、定期的な水質調査を実施し水質の状況を監視し、水質事故が発生した場合は河川に生息・繁殖する魚類等の生態系のみならず、水道用水や工業用水、農業用水の取水にも影響を与えるため、「狩野川水系水質汚濁対策連絡協議会」による情報連絡体制の充

実、水質事故対策マニュアルに基づく下流への拡散防止対策を実施している。また、水質事故に備え、資機材の備蓄を計画的に行うとともに、水質事故対策訓練の実施により汚濁源情報の把握や情報連絡体制の充実に努める必要がある。

柿田川では、在来植物の復元を目的として地域と連携した特定外来生物のオオカワヂシャ等の外来植物の駆除活動を継続して取り組んでおり、外来種駆除を含む自然再生事業に着手した平成 24 年（2012 年）以降、高密度に繁茂している特定外来生物のオオカワヂシャ、ノハカタカラクサの面積が減少している。

第 5 項 最大クラスの地震・津波の現状と課題

狩野川流域は東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されており、地震と洪水とが重なって発生する場合の想定や、中央防災会議で検討されている「南海トラフの巨大地震モデル」を踏まえ、最大クラスの地震・津波に対しては住民の避難を軸とした総合的な津波対策を含めた河川管理のあり方、その対策も求められている。

第 6 項 近年の豪雨災害等を踏まえた現状と課題

国土交通省では、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（2015 年）による鬼怒川^{きぬ}の堤防決壊で、逃げ遅れによる多数の孤立者が発生したことを受け、河川管理者をはじめとする行政や住民等の各主体が「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を進めている。

平成 28 年（2016 年）8 月には北海道や東北地方を相次いで台風が襲い、東北地方の県管理河川の氾濫被害で逃げ遅れによる犠牲者や甚大な経済損失が発生したことを受け、平成 29 年（2017 年）5 月に水防法等を改正し、河川管理者・都道府県・市町村等で構成し減災に向けた目標の共有や対策の推進に取り組む協議会制度を法定化等するとともに、同年 6 月には概ね 5 年間で実施する各種取組の方向性や進め方等を「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」（以下「緊急行動計画」という。）としてとりまとめ、都道府県が管理する中小河川も含めた全国の河川における「水防災意識社会」を再構築する取組を加速させている。

このような中、平成 30 年 7 月豪雨（2018 年）や平成 30 年（2018 年）9 月の台風第 21 号等では、これまでに整備した堤防、ダム、砂防堰堤、防潮水門等が確実に効果を発揮し被害を防止・軽減した一方で、長時間にわたる大雨による水害・土砂災害の複合的な発生や、社会経済活動に影響を及ぼす広域的な被害の発生、ハザードマップ等のリスク情報が住民の避難につながっていない等の課題が明らかとなった。

これらの課題に対応し、洪水氾濫や内水氾濫、土石流等の複合的な発生等に対応する「事前防災ハード対策」や、発災時の応急的な退避場所の確保等の「避難確保ハード対策」、地区単位の個人の避難計画作成をはじめとする「住民主体のソフト対策」を推進するため、「緊急行動計画」を改定し、大規模氾濫減災協議会の場を活かし、行政以外にも含めた様々な関係者で多層的かつ一体的に推進することで、「水防災意識社会」の再構築をさらに加速させる必要がある。

る。

狩野川水系では、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（2015 年）を受け、平成 27 年（2015 年）12 月に策定された「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、平成 30 年（2018 年）5 月に狩野川流域の大規模氾濫時の減災対策協議会を組織し、「水防災意識社会」の再構築を目的に国・県・市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進している。

また、平成 30 年 7 月豪雨（2018 年）や令和元年東日本台風（2019 年）等では、長時間にわたる大雨による水害や土砂災害、社会経済活動に影響を及ぼす被害が西日本、東日本で広域的に発生した。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 6 次評価報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れており、地球温暖化の進行に伴い、大雨は多くの地域で強く、より頻繁になる可能性が非常に高いことが示されている。

近年、線状降水帯の発生等により、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（2015 年）、平成 28 年（2016 年）北海道豪雨、平成 29 年 7 月九州北部豪雨（2017 年）、平成 30 年 7 月豪雨（2018 年）、令和元年東日本台風（2019 年）、令和 2 年 7 月豪雨（2020 年）等、全国各地で豪雨等による水害や土砂災害が頻発し、甚大な被害が毎年のように発生している。例えば、平成 30 年 7 月豪雨（2018 年）では、気象庁が「地球温暖化による気温の長期的な上昇傾向とともに大気中の水蒸気量も長期的に増加傾向であることが寄与していたと考えられる」と個別災害について初めて地球温暖化の影響に言及する等、地球温暖化に伴う気候変動が既に顕在化^{けんざいか}している現状にある。

令和 3 年（2021 年）4 月には、「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」での有識者での議論を踏まえ、「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」が改訂された。この中では、気候変動に伴う将来の降雨量変化倍率、「気候変動の影響を踏まえた治水計画」についての具体的な検討手法が示された。

こうした中、令和 2 年（2020 年）7 月には、社会資本整備審議会により『気候変動を踏まえた水災害対策のあり方～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～』答申がとりまとめられ、この中で、近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係機関が協働して流域全体で行う、「流域治水」へ転換し、防災・減災が主流となる社会を目指すことが示された。

また、法的枠組により「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するため、流域治水の計画・体制の強化等について規定する「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 31 号。通称「流域治水関連法」）が整備され、令和 3 年（2021 年）11 月 1 日に全面施行された他、「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」では、自らに降りかかる水災害への取組から、さらに視野を広げて、流域全体の水災害への取組へと自らの行動を深化させていくことで、流域治水の取組を推進するため、行政の働きかけに関する普及施策の体系化と行動計画がとりまとめられた。

さらに、気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化を踏まえ治水対策を抜本的に強化するため、狩野川流域治水協議会において令和3年（2021年）2月に「狩野川水系流域治水プロジェクト」を、令和5年（2023年）8月には気候変動を踏まえた河川及び流域での対策の方針を反映した「狩野川水系流域治水プロジェクト2.0」を策定・公表し、河川整備に加え、あらゆる関係者が協働して、流域の貯留機能の向上等を組み合わせた流域全体で水害を軽減させる治水対策を推進している。

流域治水プロジェクトを推進するにあたり、かわまちづくりなどの観光資源を活用した水辺空間の創出や、豊かな湧水環境の保全・創出などの流域内の自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取組を推進する。気候変動に伴う動植物の生息・生育・繁殖環境の変化や森林などの植生変化も狩野川の河川環境と関係するため、関係機関と調整・連携しつつ、その変化のモニタリングと河川環境へ与える影響の学術的知見を積み重ねていく。

第2章 河川整備計画の目標に関する事項

狩野川流域では、良好な自然環境が織りなす景観及び歴史的な史跡が数多くある地として人々に親しまれてきた。また、豊富な湧水や地下水を利用した産業が盛んな地域であり、東西交通を結ぶ基幹交通網の発達により、産業の更なる発展、流域内の市街化が進み、狩野川を軸として地域経済の基礎を築いてきた。一方で、昭和33年9月狩野川台風（1958年）等による度重なる洪水と土砂災害によって流域に大きな被害が発生し、支川では令和元年東日本台風（2019年）等での大雨による内水氾濫によって大きな被害が発生した。このように洪水による氾濫被害に加えて内水氾濫が起りやすい河川である。

このような中、狩野川の将来の姿として、「連続性を基調とした川づくり」を基本理念とし、気候変動の影響により頻発化・激甚化する水災害に対し、流域のあらゆる関係者が協働して被害の最小化を図るとともに、上下流の連続性が保たれ、アユや湧水に代表される自然豊かな環境を守り育み、地域の個性と活力、文化が実感できる川づくりを目指す。

以上を踏まえ、これからの狩野川の河川整備に当たっては、基本理念に基づき流域一体となった川づくりを進める。

【狩野川の川づくりの基本理念】

「連続性を基調とした川づくり」

狩野川を介して、また軸として、人と人、人と自然、上流と下流、過去と現在という関係の連続性を保ち、魅力と活力に満ちた川づくりを目指す。

【流域一体となった川づくりの進め方】

① 治水安全度の連続性

流域における治水安全度の向上を図り、目標とする流量を安全に流下又は被害を軽減させるとともに、施設能力を上回る洪水等に対しても、水害に強い地域づくりを推進するためのハード対策、ソフト対策を実施する。

② 環境の連続性

上流から下流、本川と支川、陸域と水域の連続性を確保する等、水辺の機能の向上を図り、狩野川らしい多様な動植物が住みやすい川づくりを進める。また、流域一体となって健全な水循環の維持又は回復を目指す。

③ 利用の連続性

河口から上流まで、連続して利用できる河川空間を目指す。また、日常生活との連続性を確保した川づくり、時間の連続性確保として地域の歴史文化との調和に配慮した川づくりを目指す。

第1節 河川整備計画の対象区間

狩野川水系河川整備計画〔大臣管理区間〕（以下「本計画」という。）は、下記の表に示す区間を対象とする。

表 2.1 計画対象区間（大臣管理区間）

河川名	上流端	下流端	区間延長 (km)
狩野川	静岡県伊豆市大字修善寺字飯塚 290 番の 1 地先の修善寺橋	河口	24.926
黄瀬川	静岡県駿東郡長泉町大字本宿字西ノ久根 347 番の 3 地先の寿橋	狩野川への合流点	2.700
柿田川	静岡県駿東郡清水町伏見字泉 117 番地先の湧水池	狩野川への合流点	1.200
大場川	左岸：静岡県三島市大場字城内 2 番の 1 地先 右岸：静岡県三島市中島 37 番の 7 地先	狩野川への合流点	2.550
来光川	静岡県田方郡函南町仁田字三中 552 番の 1 地先の仁田橋	狩野川への合流点	1.530
柿沢川	静岡県伊豆の国市長崎字新屋敷 337 番の 1 地先の長崎橋	来光川への合流点	0.860
狩野川放水路	狩野川からの分派点	河口	3.000
合計			36.766

注) 地先は告示に基づく地名

第2節 河川整備計画の対象期間

本計画は、狩野川水系河川整備基本方針（令和 5 年（2023 年）8 月変更）に基づいた河川整備の当面の目標であり、その対象期間は令和 8 年（2026 年）5 月の策定時点より概ね 30 年とする。

なお、本計画は、現時点における流域の社会経済状況や水害の発生状況、河道の状況、河川環境の状況等を前提としているものである。今後、気候変動の影響による降雨量の増大に伴う流量の増加、平均海面水位の上昇や台風の強大化等の影響を考慮した潮位や波浪等が懸念されることから、これらの状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進捗等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行う。

第3節 河川整備計画の目標

第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

令和5年(2023年)8月に変更した狩野川水系河川整備基本方針で定めた目標に向けた段階的な整備、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、治水安全度の向上を図る。

狩野川においては、下流域の主要な地点黒瀬において、気候変動によって2℃上昇した場合でも年超過確率1/70程度の規模の降雨により発生する洪水を安全に流下させることを目標とする。この際、流域における洪水調節機能2,700m³/sを確保のうえ洪水調節し、河道の配分流量は3,600m³/sとする。

この目標を達成することによって、既往最大洪水である狩野川台風について気候変動を考慮した場合においても洪水を安全に流下又は被害を軽減させることが可能となる。

また、目標を上回る河川整備基本方針規模等(以下、「計画規模」という。)の洪水に対して、流域全体で被害をできる限り軽減する。

地震、津波に対しては、河川構造物の耐震性の確保、関係機関との情報連絡体制等について、調査・検討を進め、必要に応じて対策を実施することにより、地震、津波による災害の発生を防止又は被害の軽減を図る。

計画規模を上回る洪水や全国各地で発生している甚大な洪水被害に^{かんが}鑑み、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、水害に強い地域づくりの推進により住民等の生命を守ることを最優先とし、流域全体で一丸となって、国の機関・静岡県・流域(氾濫域を含む)9市町・流域内の企業や住民等、あらゆる関係者が水害に関するリスク情報を共有し、水害リスクの軽減に努めるとともに、水害発生時には逃げ遅れることなく命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためのあらゆる対策を速やかに実施していく。この対策に当たっては、中高頻度等複数の確率規模の浸水想定や、施設整備前後の浸水想定等多段的なハザード情報を活用していく。

また、段階的な河川整備の検討に際して、さまざまな洪水が発生することも想定し、基本高水に加え可能な限り発生が予測される降雨パターンを考慮して、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等において、氾濫の被害対象ができるだけ減少する対策を行う。

その際には、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じ、関係機関との連携調整を図る。

さらに、狩野川流域の市町では、令和6年(2024年)の都市再生特別措置法の改正を踏まえ、今後居住や都市機能を誘導するエリアにおいて、災害リスクの高い地域を抽出し、地区毎の防災上の課題を整理し、災害リスクの分析とリスクの回避と低減のために必要な対策の取組方針等を定める「立地適正化計画」の改定を進めている。これら地方公共団体の取組と河川管理者が実施する河川整備等の取組の連携を図りながら、流域の治水安全度の向上を図る。

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、狩野川における動植物の保護、漁業、観光・景観、流水の清潔の保持といった河川環境の保全や塩害の防止、流水の占用といった既得用水の取水の安定化等を考慮することが必要である。

狩野川においては、現在、良好な河川環境のもとに駿豆地区の発展に欠かせない各種用水が確保されていることを踏まえ、大仁地点において通年概ね $6.2\text{m}^3/\text{s}$ を正常流量とし、これらの流量を確保するよう努める。

正常流量の確保に当たっては、河川流量等のモニタリングを継続的に実施し、近年の降雨状況や水利用実態、景観、動植物の生息・生育・繁殖環境等を考慮し、必要に応じて水利用の合理化を検討した上で、関係機関と連携して、流水の正常な機能が維持されるよう適正な水利用に向けて取り組むことを目標とする。

表 2.4 流水の正常な機能を維持するため必要な流量

基準地点	必要な流量
大仁	概ね $6.2\text{m}^3/\text{s}$

また、源流を含めた狩野川流域全体の健全な水循環の維持又は回復を目指し、地下水利用の適正化、流域の水利用の合理化、上流域の森林保全、地下水涵養、下水道整備等を関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となった取組を進め、とりわけ、柿田川などの湧水は、地域の生活・産業を支える一方、貴重な環境を育んでいることから、その保全を図ることを目標とする。

第3項 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の整備と保全に関する目標は、流域全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、狩野川が本来有している動植物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出し、次世代に継承することを目指して設定するものである。特に、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出については、設定した河川環境区分ごとに良好な環境の保全、減少・劣化傾向にある環境の創出に対して、目標を定量的に設定することで明確化し、具体的な対策につなげることで生物多様性の向上を図る。

河川環境区分ごとに設定した、連続する瀬・淵、ワンド・たまり、自然裸地など多様な環境が存在する「代表区間」、汽水域の干潟やヨシ原、アユの産卵場などを含む「保全区間」をはじめとした良好な河川環境、景観の保全を図る。特にアユや絶滅危惧種のカマキリ（アユカケ）など、狩野川を特徴づける魚類の生息環境となる瀬・淵、アオハダトンボをはじめとするトンボ類の生息環境となる水際植生の保全を図る。加えて、縦断方向、本支川間における水域の連続性、水際植生の連続性など生態系ネットワークを保全・創出する。水域の連続性ではアユ等の回遊魚やモクズガニ等が支障なく移動できる環境を、水際植生の連続性ではアオハダトンボをはじめとするトンボ類が支障なく狩野川水系を移動できる環境の保全・創出を図っていく。

表 2.5 河川環境区分ごとの代表区間、保全区間

区分	範囲	セグメント	代表区間／保全区間
区分1	-1.0km～5.0km (河口域)	2-2	【代表区間】0-1km 典型性：干潟、ヨシ原 【保全区間】0-1km 特殊性：干潟 4-5km 特殊性：アユ産卵場
区分2	5.0km～12.0km (下～中流域移行区 間)	2-2	【代表区間】7-8km 典型性：水生植物帯、ワンド・たまり 【保全区間】 設定しない
区分3	12.0km～18.0km (中流域)	2-1	【代表区間】16-17km 典型性：低・中茎草地、水生植物 帯、連続する瀬・淵、ワンド・たまり 【保全区間】17-18km 特殊性：アユ産卵場
区分4	18.0km～23.0km (中流域)	2-1	【代表区間】19-20km 典型性：自然裸地、水際の植生延長 (エコトーン)、連続する瀬・淵 【保全区間】20-21km 特殊性：アユ産卵場
区分5	23.0km～27.8km (中流域)	1	【代表区間】27-27.8km 典型性：自然裸地、水際の植生延 長（エコトーン）、連続する瀬・淵等 【保全区間】25-26km 特殊性：アオハダトンボ生息地
区分6	0.0km～2.8km (黄瀬川)	1	【代表区間】1-2km 典型性：自然裸地、連続する瀬・淵等 【保全区間】 設定しない
区分7	0.0km～1.2km (柿田川)	1	【代表区間】 設定しない 【保全区間】0-1.2km (柿田川全川) 特殊性：柿田川の湧水環境及び河畔林、アオ ハダトンボ生息地

※代表区間：該当する河川環境区分を特徴づける環境（典型性）が最も良好な区間

※保全区間：該当する河川環境区分に固有で重要な環境（特殊性）である「河口域の干潟」、「アユ産卵場」、「アオハダトンボ生息地」、「柿田川の湧水環境及び河畔林」を含む区間

河川整備等の実施に当たっては、全川を通してみられるアユ等が利用する連続する瀬・淵等、現在、良好な環境については保全を基本とする。やむを得ず河川改修等を実施する場合には、多自然川づくりを徹底するとともに、場合により別の場所での同様な環境の創出を図る。河川環境が劣化傾向にある箇所は、河川環境区分ごとに河川改修もしくは自然再生事業、維持管理等の中で改善を図る。河川改修で河川環境の改善を図る区分においても、必要に応じて、自然再生事業を実施する。

自然災害発生時においても、多自然川づくりアドバイザー制度の活用や学識者への聞き取り等を通じて、災害復旧等における多自然川づくりにより河川環境の保全・創出を図る。

適切なモニタリングの実施により、動植物の生息・生育・繁殖の場の状況を把握するとともに、流量や土砂の変動などによる河川の作用も考慮し、それらの作用による変化に応じて、順応的管理を行う。

1. 定量的な環境目標の設定

河川環境区分ごとに、保全する良好な環境及び劣化傾向にあり創出する環境に対して定量的な環境目標を設定する。環境定量目標設定に当たり、評価原点（現状として設定する環境）を平成 30 年（2018 年）とし、評価原点時点で良好な「保全」する環境については、これまでの面積等の平均値を一定期間以上下回らないことを目標とする。評価原点時点で課題があり創出する環境のうち、整備計画策定（平成 17 年（2005 年））以降に劣化が見られるものは、平成 17 年（2005 年）から評価原点時点（平成 30 年（2018 年））までで最も良好であった時点（平成 20 年（2008 年））を参照して目標を設定する。河川縦断方向の分布等から課題が見られるものは、平成 17 年（2005 年）以前も含めた過去の良好な時点や区分内の良好な区間を参照して目標を設定する。

2. 河川環境区分ごとの目標

区分 1 では、①河川改修時には河道形状を工夫することで絶滅危惧種のオオソリハシシギ等が利用する干潟及びオオヨシキリ等が利用するヨシ原を保全するとともに、②アユの産卵場となる瀬、③河口域における絶滅危惧種であるカマキリ（アユカケ）の産卵環境の保全を図る。干潟、ヨシ原の保全に当たっては、必要に応じて土砂動態や潮位変動、平水位からの比高など、それぞれの環境の形成要因を考慮して保全対策を検討する。魚類の産卵場の保全に当たっては、水深、流速、河床材料など場の質についても既往の知見を基に整理して、その確保を図る。保全対象とする良好な環境について、干潟の面積約 1.4ha、ヨシ原の面積約 1.3ha を保全することを目標とする。

区分 2 では、①絶滅危惧種のミナミメダカ等が利用し、かつて多く存在したが現在は他の区分と比べて少なくなったワンド・たまりの創出、②アオハダトンボが確認されている区分 4～5 及び柿田川をつなぐ形で水際の植生延長（エコトーン）の創出、③在来植生の減少や河道内の陸域化への影響が懸念される外来植物群落及び河辺性樹林^{かわべせいじゅりん}について、河川改

修や自然再生事業、維持管理とあわせた植生管理を図る。

保全対象とする良好な環境について、水生植物帯の面積約 0.7ha を保全することを目標とする。他の区分に対して少ない環境を自然再生事業により創出し、区分全体で水際の植生延長約 1.7km (約 1.2kmの創出)、ワンド・たまりの面積約 0.4ha (約 0.2ha の創出) を目標とする。

魚類だけでなくアオハダトンボを含むトンボ類の保全も目指すことから、創出するワンド・たまりは水際植生の形成も伴うように留意する。

区分 3 では、①アユの産卵場となる瀬の保全、②絶滅危惧種のみなみめだか等が利用するワンド・たまりの保全、③アオハダトンボが確認されている区分 4～5 及び柿田川をつなぐ形で水際の植生延長 (エコトーン) の創出、④在来植生の減少や河道内の陸域化への影響が懸念される外来植物群落及び河辺性樹林について、河川改修や自然再生事業、維持管理とあわせた植生管理を図る。

保全対象とする良好な環境について、低・中茎草地の面積約 0.1ha、水生植物帯の面積約 1.3ha、早瀬の面積約 1.1ha、淵の面積約 0.7ha、ワンド・たまりの面積約 0.9ha を保全することを目標とする。他の区分に対して少ない環境を自然再生事業により創出し、区分全体で水際の植生延長約 5.6km (約 2.5kmの創出) を目標とする。

水際の植生延長を延伸するに当たっては、ワンド・たまりを創出することを検討し、水際線を延ばすとともに魚類等の生息環境の増加も図る。

区分 4 では、①アユの産卵場となる瀬の保全、②在来植生の減少や河道内の陸域化への影響が懸念される外来植物群落及び河辺性樹林について、河川改修や維持管理とあわせた植生管理、③河川改修で多自然川づくりを徹底し、減少傾向にあるイカルチドリ等が利用する自然裸地、絶滅危惧種のみなみめだか等が利用するワンド・たまり、ゴイサギ等が利用する水生植物帯の創出を図る。環境の創出に当たっては、同区分内の同じ環境を参考として、冠水頻度や河床材料などに留意する。

良好な環境について、水際の植生延長約 4.1km、早瀬の面積約 1.7ha、淵の面積約 1.4ha、を保全することを目標とする。

経年的に劣化傾向にある環境を創出し、区分全体で自然裸地の面積約 2.5ha (約 0.2ha の創出)、水生植物帯の面積約 0.4ha (約 0.1ha の創出)、ワンド・たまりの面積約 0.3ha (約 0.1ha の創出) を目標とする。

区分 5 では、河川改修で多自然川づくりを徹底し、減少傾向にあるイカルチドリ等が利用する自然裸地、ギンブナ等が利用するワンド・たまりの創出を図る。環境の創出に当たっては、同区分内の同じ環境を参考として、冠水頻度や河床材料などに留意する。

保全対象とする良好な環境について、水際の植生延長約 9.2km、早瀬の面積約 6.8ha、淵の面積約 0.6ha を保全することを目標とする。

経年的に劣化傾向にある環境を創出し、区分全体で自然裸地の面積約 3.2ha (約 0.6ha の

創出)、ワンド・たまりの面積約 0.7ha (約 0.1ha の創出) を目標とする。

区分 6 では、アユ、絶滅危惧種のウツセミカジカ等が利用する連続する瀬・淵、イカルチドリ等が利用する自然裸地等の良好な環境については、河川改修範囲が重ならないような形状を検討し、やむを得ず重なる場合は、多自然川づくりにより良好な環境の保全や別の場所での同様な環境の創出を図る。環境の創出に当たっては、同区分内の同じ環境を参考として、連続する瀬・淵については水深・流速・河床材料など、自然裸地については冠水頻度や河床材料などに留意する。

保全対象とする良好な環境について、自然裸地の面積約 1.6ha、早瀬の面積約 0.8ha、淵の面積約 0.1ha を保全することを目標とする。

区分 7 では、柿田川の希少な湧水環境を保全する。ほぼ全川が天然記念物指定されているため基本的に河川改修等を行わないが、環境整備等を行う際にはそれらの環境が損なわれないよう十分に検討を行ったうえで実施する。柿田川自然再生計画に基づき引き続き湧水環境の保全及びモニタリングを実施するとともに、特定外来生物であるオオカワヂシャの再拡大や特定外来生物であるナガエツルノゲイトウの新規確認、アオハダトンボの未確認等の顕在化している新たな課題について、柿田川自然再生計画の変更により対応する。

特定外来生物であるオオカワヂシャから在来の水生植物への置換^{ちかかん}について、絶滅危惧種のミシマバイカモの高密度域面積約 0.05ha、絶滅危惧種のヒンジモの生育面積約 0.04ha、ホザキノフサモの高密度域面積約 0.06ha、セリの高密度域面積約 0.05ha をそれぞれ創出することを目標とする。

侵入早期に発見された特定外来生物であるナガエツルノゲイトウについては小規模であることから完全駆除を目標として対策を実施する。

アオハダトンボについては、直近で個体数が増加に転じていた平成 20 年 (2008 年) 頃の環境を目指して、樹木の繁茂で減少した水面の採光量の改善、産卵等で利用する水際植生の再生を図る。柿田川全体では開放水面 (河畔林の被覆のない水面) を約 2,040m²、水際植生の延長を約 360m、そのうち、特に劣化傾向の大きい 0.9~1.2 km 区間において開放水面を約 920m²、水際植生の延長を約 250m 増加させることを目標とする。

3. 良好な河川空間の保全と形成

湧水のみを源とし、類^{たぐ}い希^{まれ}で貴重な自然環境を有する柿田川については、各種情報を広く一般に公開し環境保全の啓発を図るとともに、今後も地域一体となって独自の河川環境を構成している生態系や湧水の保全を図る。

関係機関、地域住民と連携し、動植物の生息・生育・繁殖環境や親水活動等に対して支障を与えない良好な水質の保全、さらに改善を図る。

また、水質事故発生時には迅速かつ的確な対応を行う。

動植物の生息・生育・繁殖環境が確保されている場または良好な景観が確保されている場として保全すべき河川空間と、高水敷及び水面において利用を図る河川空間を区分し、

狩野川の流れによって形成される瀬・淵や砂州、水際植生などが見られる良好な河川景観の保全を図る。

また、過去の改修工事等により狩野川の特徴的な景観が損なわれた箇所については、良好な景観の形成を図る。

山から海までの空間的な連続性や、川の歴史や世代間での川との関わりといった時間的な連続性を活かした川づくりを進めるため、人と川との関係の再構築を目指す。このため、地域住民が豊かな自然を備えた水辺空間と触れあい、多様な動植物が生息・生育・繁殖する河川環境を体感するため、自然体験活動に対する支援や住民参加による河川管理を推進し、また必要に応じて拠点施設等の整備を図る。

第3章 河川整備の実施に関する事項

河川の整備に当たっては、「洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」及び「河川環境の整備と保全」のそれぞれの目標が調和しながら達成されるよう、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、令和5年（2023年）8月に変更した狩野川水系河川整備基本方針で定めた目標に向けた段階的な整備を進め、洪水等による災害に対し、治水安全度の向上を図る。その際、風土や景観、親水、動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮するなど、総合的な視点で順応的・段階的な整備を行う。さらに、河川整備の緊急性にも配慮しながら、河川整備により得られる効果・影響と費用を考慮して計画的に河川整備を進めるとともに、調査・計画・施工・維持管理の一連の取組について、PDCAサイクルを構築し、維持管理で得られた知見を調査・計画にフィードバックし、効率的かつ、環境や維持管理に配慮した河川整備を実施する。さらに、新技術の開発や活用の可能性を検討するとともに、河道掘削等により発生する土砂を堤防整備等へ有効活用を図ることにより発生材のリサイクルやコスト削減に努め、必要に応じて学識経験者等の意見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関と情報共有を図りながら河川整備を行う。

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

気候変動によって2℃上昇した場合でも、年超過確率1/70程度の規模の降雨により発生する洪水を安全に流下又は被害を軽減させるため、水位低下対策として既設狩野川放水路分流堰の改築、河道掘削・樹木伐開等を実施する。

また、治水上著しく支障となっている橋梁について、施設管理者と連携し一体的に対策を実施する。

1. 水位低下対策

(1) 洪水調節機能の確保

既設狩野川放水路の現行施設能力を最大限活用し、中小規模洪水における流域の治水安全度を向上させるため、分流堰の改築を実施する。

さらに、既設狩野川放水路の改築等を含めた洪水調節機能の確保について、調査・検討のうえ実施する。

また、近年、内水氾濫により広範囲に浸水被害が発生している来光川においても洪水調節機能の確保について調査・検討のうえ実施する。

なお、洪水調節機能の確保の実施については、生態系ネットワークの保全・創出となるよう、河川と河川周辺の水田・森林・海岸等を含めた流域全体との連続性についても考慮する。

(2) 河道掘削・樹木伐開

河川整備計画の目標流量を安全に流下又は被害を軽減させるために必要な流下能力が確保されていない箇所の河道掘削や樹木伐開を実施する。

河道掘削や樹木伐開の実施に当たっては、地域住民や関係機関との連携・調整・情報の共有を図るとともに、掘削形状を工夫することで、瀬・淵の保全を図るほか、洪水流下の支障にならない範囲で樹木を存置する等、動植物の生息・生育・繁殖環境を保全し、動植物の生息場として適していない箇所は新たな環境の創出を図る。特に河川環境区分ごとに設定した「代表区間」、「保全区間」で治水上やむを得ず河道掘削・樹木伐開を行う場合には、該当区間の設定根拠となっている良好な環境、生物種を十分考慮し、影響の最小化を図るとともに、同様な環境の創出など代替措置を検討する。さらに、整備の実施に伴う濁水発生の軽減等を図るほか、整備後のモニタリングを行う等、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境としての河川環境の保全・創出を図る。

また、整備後のモニタリングにより河床変動や樹木繁茂の状況を監視し、必要な流下能力の維持に努める。

表 3.1 河道掘削に係る施行の場所

河川名		施行の場所		機能の概要
狩野川	左右岸	沼津市我入道、川瀬、中瀬、千本、下河原、三枚橋	0.0k～4.94k 付近	流下能力の向上
	左右岸	沼津市中瀬、上香貫 清水町長沢	4.95k～5.2k 付近	
	左右岸	清水町柿田、徳倉	6.0k～6.2k 付近	
	左右岸	伊豆市瓜生野、修善寺、牧之郷、 柏久保	26.6k～27.8k 付近	
黄瀬川	左右岸	沼津市大岡、清水町長沢	0.9～1.2k 付近	
	左右岸	沼津市大岡、長泉町本宿	2.0～2.4k 付近	

※現時点における主な施行の場所を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

表 3.2 樹木伐開に係る施行の場所

河川名		施行の場所		機能の概要
狩野川	左岸	清水町徳倉	6.0k～6.2k 付近	流下能力の向上

※現時点における主な施行場所等を示したものであり、今後の河川の状況等の変化により変更することがある。

(3) 横断工作物の改築等

河川整備計画の目標流量を安全に流下又は被害を軽減させるために、洪水流下の支障となっている橋梁のうち、堤防整備と一体となって実施する必要がある黄瀬川大橋について、施設管理者と連携し必要な改築を実施する。

また、河道掘削に伴い補強や改築が必要になる横断工作物については、施設管理者と連携・調整して改築を実施する。

表 3.3 横断工作物の改築に係る施行の場所

河川名		管理者	施行の場所		施設名	機能の概要
黄瀬川	左右岸	静岡県	沼津市大岡、 清水町長沢	1.0k 付近	黄瀬川大橋	河道掘削・堤防整備に伴う 流下能力の向上

※現時点における主な施行の場所を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

2. 堤防強化

高さや幅が不足する箇所において堤防整備を実施するとともに、洪水時の決壊につながる堤体内への浸透や河岸の侵食・洗掘に対して、堤防や河岸を強化・保護するための堤防浸透対策や護岸整備を実施する。

(1) 堤防整備

河川整備計画の目標流量を安全に流下又は被害を軽減させるため、高さや幅が不足する区間の堤防を整備する。整備に当たっては、地域住民や関係機関との連携・調整・情報の共有を図るとともに、適正な本支川、上下流及び左右岸バランス等を考慮する。これにより、計画堤防断面の整備率は約 87%から 100%となる。

表 3.4 堤防整備（嵩上げ・腹付け）に係る施行の場所

河川名	施行の場所		機能の概要	
狩野川	左岸	沼津市三枚橋	2.3k 付近	流下能力の向上
		沼津市山ケ下町、清水町徳倉	5.4k～5.8k 付近	
		清水町徳倉	6.4k～7.2k 付近	
		清水町徳倉	7.6k～7.8k 付近	
		沼津市大平	11.0k～11.1k 付近	
		沼津市大平	11.4k～11.8k 付近	
		函南町日守	13.8k 付近	
	右岸	沼津市魚町、仲町	2.0k～2.4k 付近	
		沼津市大岡	3.4k～3.6k 付近	
		清水町長沢、柿田	5.1k～6.4k 付近	
		清水町湯川	7.4k～8.0k 付近	
		清水町湯川、的場、三島市長伏	8.6k～9.0k 付近	
		沼津市大平	9.4k～9.6k 付近	
		伊豆の国市寺家、中條	17.0k～17.2k 付近	
		伊豆の国市大仁	24.8k 付近	
黄瀬川	左岸	伊豆の国市大仁、伊豆市牧之郷	25.7k～25.8k 付近	
		伊豆市牧之郷	26.8k 付近	
		清水町長沢、八幡、伏見、本宿	0.9k～1.2k 付近	
	右岸	長泉町本宿	2.2k 付近	
沼津市大岡		2.4k 付近		
		沼津市大岡	0.9k～1.2k 付近	

※現時点における主な施行場所等を示したものであり、今後の河川の状況等の変化により変更することがある。

(2) 浸透対策

堤防の浸透に対する安全性の確保については、安全性照査結果を踏まえ、整備が必要となる箇所において、浸透対策を実施する。

表 3.5 堤防整備（浸透対策）に係る施行の場所

河川名	施行の場所		機能の概要	
狩野川	左岸	沼津市市場町、御幸町、本郷町	2.3k～3.45k 付近	耐浸透機能の向上
		伊豆の国市古奈	18.8k～19.4k 付近	
		伊豆の国市大仁、 伊豆市熊坂、瓜生野	24.6k～26.1k 付近	
		伊豆市瓜生野、修善寺	26.5k～27.8k 付近	
	右岸	三島市長伏	9.4k～9.46k 付近	
		伊豆の国市四日町	16.0k～17.0k 付近	
黄瀬川	右岸	沼津市大岡	0.0k～1.0k 付近	
来光川	左岸	函南町肥田、仁田	0.0k～1.5k 付近	
柿沢川	左岸	函南町仁田、伊豆の国市長崎	0.0k～0.8k 付近	
	右岸	函南町仁田、伊豆の国市長崎	0.0k～0.8k 付近	

※現時点における主な施行場所等を示したものであり、今後の河川の状況等の変化により変更することがある。

(3) 侵食・洗掘対策

洪水時の侵食、洗掘に対して、堤防や河岸を保護する必要がある区間や水衝部における局所洗掘が発生している箇所について、護岸の整備を実施する。

表 3.6 堤防整備（侵食・洗掘対策）に係る施行の場所

河川名	施行の場所		機能の概要	
狩野川	左岸	沼津市西島、吉田、市場、御幸、 本郷町、黒瀬、中原、中瀬	1.3k～5.0k 付近	護岸による 堤防防護
		函南町日守	13.0k 付近	
		伊豆の国市古奈	18.4k～18.6k 付近	
		伊豆の国市富士見	19.6k～20.2k 付近	
		伊豆の国市天野	20.6k～21.0k 付近	
	右岸	沼津市千本港、春日、蓼原、 蛇松町	0.0k～1.2k 付近	
		沼津市三枚橋、平、大岡	2.8k～3.6k 付近	
		沼津市大岡、清水町長沢	4.4k～5.2k 付近	

※現時点における主な施行場所等を示したものであり、今後の河川の状況等の変化により変更することがある。

3. 内水対策

内水対策としては、床上浸水等の被害を防止するため、河道の整備や洪水調節機能の確保により外水位の低下を図るとともに、国土交通省が保有する排水ポンプ車による支援を行い、必要に応じて排水ポンプの整備等を実施する。

特に、伊豆の国市四日町・宗光寺地区については、平成 16 年（2004 年）、平成 19 年（2007 年）の洪水で大きな被害が発生したことを踏まえ、平成 19 年（2007 年）に狩野川中流域総合的雨水排水対策協議会が設置され、同年に狩野川中流域豪雨災害対策アクションプラン

が策定され、関係機関と連携して対策を実施してきた。

しかし、令和元年東日本台風（2019年）によって、狩野川流域に甚大な内水被害をもたらしたことを踏まえて、令和4年（2022年）に狩野川中流域水災害対策プランを策定し、同プランに基づき、必要な対策を関係機関と連携して推進している。

また、内水被害の状況や背後地の状況変化等により新たに対策の必要性が高まった地区については、発生要因及びその処理方策について調査検討を行い、関係機関と連携・調整した上で、必要に応じて内水対策を実施する。

内水対策の実施に当たっては、関係機関の適切な役割分担により地方公共団体が行う土地利用規制・立地の誘導等と連携・調整し、住民と合意形成を図るとともに、流域内の貯留機能の向上、河川情報の提供等による流域治水の推進を関係機関と連携して実施する。

近年、内水氾濫により著しい浸水被害が発生している伊豆の国市四日町において、四日町排水機場の排水機能増強を実施する。

表 3.7 内水対策に係る施行の場所

河川名		施行の場所		機能の概要
狩野川	右岸	伊豆の国市四日町	16.0k 付近	四日町排水機場の排水量の増強

※現時点における主な施行の場所を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

4. 地震・津波対策

発生が危惧される大規模地震等では地震時の基礎地盤の液状化等により、水門、樋門等の倒壊や堤防の沈下、ひび割れ、崩壊等が生じた場合、地震後の洪水や津波により、浸水被害の恐れがある。このため、施設の被災により周辺地域で浸水被害が発生する恐れがある施設について、今後の河川の状況・津波想定状況等の変化を踏まえつつ、耐震診断結果に沿って堤防及び排水機場（浪人川排水機場等）の耐震対策等の地震・津波対策を実施する。

また、狩野川放水路河口部の口野地区においては、津波対策として海岸管理者である静岡県と連携し、津波高に対応した堤防の整備を進める。

表 3.8 地震・津波対策に係る施行の場所

河川名		施行の場所		機能の概要
狩野川	右岸	下河原地区	0.1k～0.8k 付近	耐震対策
狩野川放水路	左岸	口野地区	0.0k～0.2k 付近	津波対策
狩野川	右岸	大岡地区	3.4k 付近	浪人川排水機場の耐震対策

※現時点における主な施行の場所を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

5. 危機管理対策

計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合や、整備途上で施設能力以上の洪水や高潮

が発生した場合、大規模地震の直後に洪水や高潮に見舞われた場合の被害を軽減するため、既存施設の有効活用を推進するとともに、ハード・ソフト一体となった総合的な被害軽減対策を自助・共助・公助の精神のもと関係機関や地域住民等と連携して推進する。さらに、迅速な復旧・復興までを想定した危機管理対策を実施する。

河川堤防が決壊し甚大な被害が発生した場合でも、氾濫水を速やかに排水することで湛水期間を短くし、復旧に早期着手するため、既存施設の有効活用や、地域毎の水害リスクを考慮したまちづくりのための関係機関に対する必要な支援を行う。

(1) 防災関係施設の整備

① 河川防災ステーション等の整備

計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合や、整備途上で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合、大規模地震の直後に洪水や高潮に見舞われた場合の被害を軽減するとともに、復旧・復興にかかる時間を極力短くし、被害をできるだけ軽減するよう、根固めブロック等災害復旧資材の備蓄、情報の収集・発信、災害復旧活動の拠点のための河川防災ステーション等を整備する。なお、新たに河川防災ステーションを整備する際には、平常時の利活用も考慮した MIZBE ステーションとして地域活性化や地域の賑わい創出へ繋がるよう、市町と連携し地域の土地利用と一体となった施設配備を検討する。また、排水ポンプ車等災害対策車両の整備等を検討し、必要に応じて実施する。

② 広域防災ネットワークの構築

下流域では、沼津市を中心とした市街地が広がり、堤防が決壊した場合には甚大な被害が発生する。また、上流域及び中流域でも、沿川に人口・資産が集積している区域が存在し、このような地域では堤防が決壊した場合には相当の被害が予想される。堤防が決壊した場合、被災箇所を早期に締め切ることが被害軽減の必須条件となる。洪水時に風辺地域が浸水した場合にも資機材及び排水ポンプ車等災害対策車両の運搬路を確保し、応急対策や氾濫水の排除等、迅速な復旧活動を行うため、既往洪水の実績等も踏まえ、必要に応じて堤防天端等に設けた管理用通路の機能強化を図る。

さらに、洪水や大規模地震等の発生時において、緊急用物資の輸送や被災した河川管理施設の復旧工事、沿川地域の避難者救助活動を円滑に行うため、緊急河川敷道路の整備及び災害時に高規格幹線道路等への接続に必要な施設整備を行い、関係機関と連携・調整し、広域防災ネットワークの構築に取り組む。

(2) 被害を最小化するための取組

施設の能力を上回る洪水等が発生した場合に、避難のための時間を確保する等、被害の軽減を図るため、越水した場合でも決壊しにくく堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くする等の減災効果を発揮するよう堤防構造を工夫する対策について、水害リスクが高い区間等で実施することを検討し、必要な箇所を実施する。

また、地方公共団体等が発信する防災情報と連携し、SNS等のデジタル技術を活用した多層的な災害情報伝達体制の充実を図るとともに、内外水・高潮・津波・土砂災害ハザードマップの作成支援、それらの各種ハザードマップを活用した地域住民参加による防災訓練等の啓発活動により、住民の防災意識の向上を図る。

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、気候変動の影響による渇水リスクの増大を考慮し、正常流量を踏まえた水利用の安定性を高め、且つ、流水の正常な機能を維持するため、利水者・地域住民・関係機関・河川管理者が一体となった取組を進める。

1. 河川の適正な利用

河川の適正な利用を図るため、許可水利権については、水利権の更新時に使用水量の実態や給水人口の動向、受益面積や営農形態等の変化、再利用の可能性を踏まえた見直しを適正に行うとともに、慣行水利権については水利用実態の把握に努め、取水施設の改築等の各種事業の実施の機会をとらえる等、積極的に許可水利権化を推進する。

2. 流水の正常な機能の維持

流水の正常な機能を維持するため、許可水利権の更新時における水利権量の適正な見直しや慣行水利権の許可水利権化など、水利秩序に配慮しつつ合理的な水利用の促進を図り、関係機関と連携して正常流量の確保に努める。

3. 渇水時の対応

渇水による被害を最小限に抑えるため、利水者相互間の水融通の円滑化、節水対策等の渇水対策について、関係機関と連携して推進する。

狩野川については、大仁地点において、正常流量（ $6.2\text{m}^3/\text{s}$ ）を3日程度連続で下回り、降雨予想がない場合には情報連絡室を設置する。大仁地点において、正常流量（ $6.2\text{m}^3/\text{s}$ ）を7日程度連続で下回り、降雨予想がない場合には渇水対策支部を設置する。河川流量、水質の観測及び河川巡視により、瀬切れの有無や魚類のへい死、取水への影響等、河川の状態を把握し、関係機関及び地域住民へ情報提供を実施する。また、必要に応じて、河川愛護モニター、河川環境保全モニターの協力により、魚類の浮上、川の色の変化等、目視による監視を実施する。

柿田川については、柿田橋で観測する流量の月平均値が、基準値（昭和38年（1963年）から当該年の前年までの最低月平均流量）を2ヶ月連続で下回り、河川環境に重大な影響を及ぼす恐れのある場合には「柿田川河川環境対策本部」を設置し、利用者に対し節水の呼びかけを行う。

○柿田川河川環境対策本部の設置時に節水の呼びかけを行う機関

沼津市、御殿場市、裾野市、三島市、長泉町、清水町、柿田川工業用水管理者、駿豆水道管理者、沼津市水道管理者

流域の水循環機構について調査解明に努め、地域における水利用の適正化を図る。また、柿田川をはじめとした湧水群の湧水量及び河川流量の維持・増進に対して、「狩野川流域

水循環保全協議会」、「黄瀬川・大場川流域水循環保全対策協議会」において、土地利用のあり方や上流部の森林の保全等の検討を進めることにより、関係機関と連携・調整を図る。

第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

1. 河川環境の整備と保全

(1) 良好な自然環境の保全・創出

狩野川の河川整備及び維持管理に当たっては、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している動植物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」を推進する。

また、河川水辺の国勢調査等^{*}の結果を計画に反映しながら、地域住民や関係機関と連携し、狩野川とその周辺の良い河川環境の維持・保全・創出を図る。

^{*}「河川水辺の国勢調査等」は、河川事業、河川管理を適切に推進させるため、河川を環境という観点からとらえた定期的、継続的、統一的な河川に関する基礎情報の収集整備を図るものである。本調査の成果は、河川に関する各種計画の策定、事業の実施、河川環境の評価とモニタリング、その他河川管理の様々な局面における基本的情報として活用されるとともに、河川及び河川における生物の生態の解明等のための各種調査研究に資することを目的としている。

(2) 多様な動植物の生息・生育・繁殖地の保全・創出

狩野川の多様な生態系を育む地域の環境に寄与する川づくりを推進する。

河川整備において河川環境に影響を与える恐れがある場合には、その影響の低減を図るため、堤防、護岸、河道掘削等の工法等を工夫するとともに、同様の環境の創出を図る。特に河道掘削の際には、水域と陸域が連続した水際環境の創出を図るとともに、地形変化や動植物の生息・生育・繁殖状況等について事前、事後のモニタリングを行い、継続的な保全を図る。

さらに、河川水辺の国勢調査等によるモニタリングを継続して実施し、^{けんちよ}顕著な環境の変化が見られた際は対応策を検討し、河川環境の保全・創出の取組を実施していく。

区分1、4、5、6では、河川改修に併せて、区分2、3については自然再生事業を基本に、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を図る。区分ごとの具体的な事項を以下に示す。

区分1の注目種は干潟を利用する絶滅危惧種のオオソリハシシギ、ヨシ原を利用するオオヨシキリ、保全対象種は絶滅危惧種のオオソリハシシギ、産卵場とする瀬を利用するアユ、減少傾向の種は河口域で産卵する絶滅危惧種のカマキリ（アユカケ）である。

掘削範囲に良好な典型性を示すヨシ原を含む場合は、ヨシ原の生育比高を踏まえた掘削形状の工夫によりヨシ原の保全を図るとともに、潮位変動にあわせて水深が変化する浅場の創出を図る。また、現況のヨシ原の掘削表土を撒きだし等の工夫で、メダケ群集や外来植物群落からヨシ原への置換を図る。現況のヨシ原は一度にすべて掘削するのではなく、試験施工を通して段階的に進める。

掘削範囲に良好な典型性を示す干潟が含まれる場合は、掘削高を朔望平均干潮位以上とすることで現況の干潟面積を保全するとともに、掘削断面に傾斜をつけ、潮位変動にあわせて連続的に規模が変化する干潟環境を創出する。また、河口域での投石により絶滅危惧種のカマキリ（アユカケ）の産卵場の造成を図る。

最下流のアユの産卵場として機能している保全区間で掘削を行う場合は、将来河道を予

測評価したうえ、掘削形状の工夫により現状のみお筋形状を維持することを基本として、瀬・淵の保全を図る。

保全対象とする良好な環境をモニタリングし、目標とした干潟の面積約 1.4ha、ヨシ原の面積約 1.3ha がそれぞれ継続的に下回る場合には、その対策を行う。

区分 2～3 では平成 17 年（2005 年）以降の経年的な劣化傾向は見られないが、アオハダトンボの確認実績がある上流の区分 4～5 や下流の区分 7（柿田川）と比較して水際の植生延長（エコトーン）が少ないことや、区分 2 では昭和 38 年（1963 年）頃と比較してワンド・たまりが減少していることが課題である。このため、自然再生事業による柿田川～狩野川本川～その他の支川水路間での水際の植生延長（エコトーン）のネットワーク形成を図るとともに、トンボ類をはじめ多様な動植物が生息・生育できるワンド・たまりの創出を図る。

注目種は区分 2 がワンド・たまりを利用する絶滅危惧種のみナミメダカ、ヨシ原を利用するオオヨシキリ、低・中茎草地を利用するセッカ、区分 3 が連続する瀬・淵を利用するアユ、絶滅危惧種のウツセミカジカ、ワンド・たまりを利用する絶滅危惧種のみナミメダカ、低・中茎草地を利用するセッカ、保全対象種は産卵場とする瀬を利用するアユである。

整備内容として、樹林化や外来植物の繁茂が著しい箇所において、これらの駆除とあわせた地盤の切下げ及びワンドの創出を行い、同時に、比較的水面比高の低い箇所に生育する水生植物帯や低・中茎草地等をはじめとした水際植生の形成を目指す。

保全対象とする良好な環境をモニタリングし、区分 2 では目標とした水生植物帯の面積約 0.7ha を継続的に下回る場合には、その対策を検討する。他の区分に対して少ない環境について、水際の植生は、延長約 1.2km、ワンド・たまりは約 0.2ha の創出を図る。区分 3 では目標とした低・中茎草地の面積約 0.1ha、水生植物帯の面積約 1.3ha、早瀬の面積約 1.1ha、淵の面積約 0.7ha、ワンド・たまりの面積約 0.9ha をそれぞれ継続的に下回る場合には、その対策を検討する。他の区分に対して少ない環境について、水際の植生は延長約 2.5km の創出を図る。

区分 4 の注目種は連続する瀬・淵を利用するアユ、絶滅危惧種のウツセミカジカ、自然裸地を利用するイカルチドリ、低・中茎草地を利用するセッカ、水際の植生を利用するアオハダトンボ、保全対象種は産卵場とする瀬を利用するアユ、減少傾向の種は藪や低木林、水生植物帯を利用するゴイサギである。

環境の課題は、自然裸地、水生植物帯、ワンド・たまりの創出及び外来植物生育地への対策である。これらの環境を継続的にモニタリングし、減少傾向（外来植物は増加傾向）が続く場合には、河川改修と併せた整備や除草、表土剥ぎ等により、創出・管理を図る。

保全対象とする良好な環境をモニタリングし、目標とした水際の植生延長約 4.1km、早瀬の面積約 1.7ha、淵の面積約 1.4ha をそれぞれ継続的に下回る場合には、その対策を検討する。

経年的に劣化傾向にある環境について、目標とした自然裸地約 0.2ha、水生植物帯約 0.1ha、

ワンド・たまり約 0.1ha の創出を図る。

区分 5 の注目種は連続する瀬・淵を利用するアユ、絶滅危惧種のウツセミカジカ、自然裸地を利用するイカルチドリ、水際の植生を利用するアオハダトンボ、保全対象種はアオハダトンボ、減少傾向の種はワンド・たまりを利用するギンブナ、自然裸地や草地を利用するイソシギである。環境の課題は、自然裸地及びワンド・たまりの創出である。

流下能力確保が必要となる区間では掘削形状を工夫することで、現状のみお筋形状を維持し、魚類の生息・繁殖場となる瀬・淵等の保全を図る。

平水位の水面幅を大きく改変せず、瀬の環境を維持し流速を保つことで、アユ等の餌となる付着藻類の生育環境を保全する。

水際については掘削形状の工夫により、鳥類の生息・繁殖場となる自然裸地の創出を図る。魚類や昆虫類の生息場・繁殖場・避難場となるワンドを保全するとともに、やむを得ず消失する場合は周辺地盤からの切下げにより創出する。ワンド形状を工夫して、自然の営力の活用を図り魚類や昆虫類の繁殖場となる止水域や緩流域を複数形成することを目指す。

保全対象とする良好な環境をモニタリングし、目標とした水際の植生延長約 9.2km、早瀬の面積約 6.8ha、淵の面積約 0.6ha をそれぞれ継続的に下回る場合には、その対策を行う。

経年的に劣化傾向にある環境について、目標とした自然裸地、約 0.6ha、ワンド・たまり、約 0.1ha の創出を図る。

区分 6 の注目種は連続する瀬・淵を利用するアユ、絶滅危惧種のウツセミカジカ、自然裸地を利用するイカルチドリである。

掘削範囲に良好な典型性を示す自然裸地及び生息場の多様性が比較的低い湛水域を含む場合には、河道掘削は水域を対象に実施し、陸域の自然裸地を保全する。また、水域への餌生物や落枝落葉の供給源となっていると考えられる右岸のケヤキ群落やムクノキ-エノキ群集等の河畔林を保全する。

保全対象とする良好な環境をモニタリングし、目標とした自然裸地の面積約 1.6ha、早瀬の面積約 0.8ha、淵の面積約 0.1ha をそれぞれ継続的に下回る場合には、その対策を行う。

柿田川は、希少な環境を保全するため、「柿田川自然再生計画」に則り、引き続き地域と連携した河川環境の保全・創出の取組を実施していく。

近年では、特定外来生物であるオオカワヂシャの再拡大や特定外来生物であるナガエツルノゲイトウの新規確認、アオハダトンボの未確認等の新たな課題が顕在化しており、これらの課題に対応するため柿田川自然再生計画を変更して取組を継続する。

特定外来生物であるオオカワヂシャへの対応は、地域と連携した外来種の駆除及び事業者による集中駆除を行い、在来水生植物の生育域の再生を図る。駆除に当たっては、特定外来生物であるオオカワヂシャの供給源となる上流の抽水型群落及び、高密度な沈水型

群落、在来種と混生している群落を優先的に実施するなど戦略的に行うことで効率性の向上を図る。駆除後に在来種が十分に再生しない場合は、現在実施している在来水生植物の再生試験の知見に基づき、在来種の移植も検討する。

特定外来生物であるオオカワヂシャから在来の水生植物への置換について、目標とした絶滅危惧種のみしまバイカモの高密度域面積約 0.05ha、絶滅危惧種のみんじもの生育面積約 0.04ha、ホザキノフサモの高密度域面積約 0.06ha、セリの高密度域面積約 0.05ha の創出を図る。

新規侵入した特定外来生物であるナガエツルノゲイトウは、初期段階における効果的な除去方法を検討・実施することで、周辺への拡大を防除しつつ根絶を図る。駆除方法は遮光シートの使用を主として検討し、駆除実施後においてもモニタリングを継続しながら、再生が確認された場合には新たな対策を早急に検討し実施する。

アオハダトンボをはじめとする近年確認されていない水辺域を利用する種について、環境 DNA 調査の活用も視野に入れつつ、生息実態の把握を図る。これまでの調査で把握した本種の産卵環境に関する知見から、開放水面や産卵基質となる水際植生の創出を目的として、河畔林の水面被覆が顕著な箇所での枝打ちや、水際植生の再生を図る。

また、アオハダトンボ以外の水辺域に特徴的な種について、生息実態把握調査の結果から生息環境の再生が必要と判断される場合には、それらの生息環境を調査・検討したうえで、日当たりのよい水際環境の創出、浅場や緩流域の造成等の整備も視野に入れた対策を図る。

柿田川全体で、目標とした開放水面（河畔林の被覆のない水面）を約 2,040m²、水際植生の延長を約 360m、そのうち、特に劣化傾向の大きい 0.9～1.2 km 区間において開放水面を約 920m²、水際植生の延長を約 250m 増加させる対策を図る。

2. 良好な景観の維持・形成

沼津市街地にあたる下流部では、都市空間と調和した水辺空間・河川景観の形成を図る。

田方平野を蛇行しながらゆるやかに流れる中流部では、ゆったりとした川面と富士山や天城山系などの山々や田方平野の水田が調和した河川景観の形成を図る。

また、本計画や「新静岡県景観形成ガイドプラン」、地方公共団体の景観計画との整合を図りながら、瀬・淵や砂州、水際植生に代表される河川景観など、狩野川を特徴づける景観の保全を図るとともに、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の意見を聞きながら、まちづくりと一体となった水辺の景観の維持、形成を図る。

3. 人と川との豊かなふれあいの増進

(1) 水辺のふれあい拠点の整備

関係機関と連携し、地域及び河川の特性を活かした、河川空間とまちの空間が調和した水辺のふれあい拠点の整備を実施する。また、水辺のふれあい拠点や河川利用施設、沿川の名所・旧跡等を結ぶ散策路、サイクリングロードなどの整備を推進し、川と人との関係の構築に努める。

表 3.9 水辺のふれあい拠点の整備箇所

河川名		場 所		内 容
狩野川	左右岸	沼津市上土町、市場町	2.4k 付近	かわまちづくりによる水辺整備

※現時点における主な施行の場所を示したものであり、今後の河川の状態等により、必要に応じて変更することがある。

(2) 河川利用の推進

身近な川とふれあい、ふるさとの川を育むため、狩野川を活動や学習の場として活用している市民団体等について、地方公共団体や関係団体と連携、協力して支援する。

また、緊急時の防災の拠点として整備される河川防災ステーションについては、平常時には一般開放するなど施設の有効活用を図るとともに、地域住民の活動・交流の拠点や河川に関する講演会など、地域コミュニケーションや河川に関する学習等の拠点として有効活用を図る。

また、河川防災ステーションを整備する際は、関係市町と連携し、MIZBE ステーションとしての整備を検討する。

さらに、新しい活用の可能性を創造していくため、ミズベリングかのがわ会議及び狩野川流域河川空間利活用協議会等を開催し、地域住民が親しみやすい河川空間利用の推進を図る。

4. 水質の維持・改善の推進

良好な河川水質の維持のために、引き続き関係機関との連携・調整を図るとともに、適切なモニタリングの実施等により、良好な水質の保全と改善を図る。

第4項 流域治水の推進に関する事項

近年の水災害による甚大な被害を受け、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進めてきた。この取組をさらに一歩進め、気候変動による影響や社会の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指す。

狩野川水系では、国、県、市町等から構成される「狩野川流域治水協議会」を令和2年度（2020年度）に設置し、令和3年（2021年）3月には「狩野川水系流域治水プロジェクト」を、令和5年（2023年）8月には気候変動を踏まえた河川及び流域での対策の方針を反映した「狩野川水系流域治水プロジェクト 2.0」をとりまとめ、関係機関が一体となって流域治水の取組を進めている。

本計画では、速やかに河川整備計画目標の達成を目指すとともに、集水域と氾濫域を含む流域全体で、あらゆる関係者が協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進するために技術的支援を行う。また、必要に応じて、流域治水関連法により整備された流域治水の実効性を高める法的枠組みを活用する。

流域治水の取組においては、多様な機能を有する流域内の自然環境をグリーンインフラとして保全・創出する取組や、企業や地方公共団体等による TNFD (The Taskforce on Nature-

related Financial Disclosures：自然関連財務情報開示タスクフォース）の取組との連携等により生態系ネットワークの形成を推進するとともに、かわまちづくりと連携した地域経済の活性化やにぎわいの創出など、防災機能以外の多面的な要素も考慮し、治水対策を適切に組み合わせることにより、持続可能な地域づくりに貢献していく。

1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策

(1) 河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施

河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施について、河川管理者が実施する整備を狩野川水系河川整備基本方針（令和5年（2023年）8月）で定めた目標に向けて段階的かつ着実に実施し、気候変動によって2℃上昇した場合でも、年超過確率1/70程度の規模の降雨により発生する洪水を安全に流下又は被害の軽減を図る。また、計画規模を超える洪水が発生した場合においても、流域全体で被害をできるだけ軽減できるよう、必要に応じた対策を実施する。

(2) 砂防堰堤等の整備による土砂災害対策

狩野川を有する伊豆半島は過去の火山噴火による堆積物等で構成されており、上流域では昭和33年9月狩野川台風（1958年）時に崩壊が多発するなど、土砂生産が活発である。このため、砂防堰堤等の整備により、河川への土砂流出を抑え、河床の土砂堆積による浸水被害の発生を防ぐ。

(3) 水田貯留等の流出抑制対策推進

水田に一時的に雨水をためることで、排水路や河川への流出を抑制し、浸水被害を軽減する「水田貯留」等の流出抑制対策の実施を、流域市町、静岡県、沼津河川国道事務所で開催した「狩野川中流域水災害対策プラン」において位置づけている。

狩野川流域における流出抑制対策推進に向け、定量的な効果量の把握など技術的な支援を実施する。

2. 被害対象を減少させるための対策

(1) 住まい方の工夫に関する取組

流域市町がまちづくりや住まい方の誘導による水害に強い地域づくりを進める際、水害リスク情報の共有・提供など技術的な支援を行う。

また、計画規模や想定最大規模以外にも中高頻度の外力規模の浸水想定や、施設整備前後の浸水想定といった時間軸にも着目した水害リスク情報の提供等を行う。

3. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

(1) マイ・タイムライン等の作成の支援・普及

住民の避難を促すための取組として、水害リスク情報の充実を図り、住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムライン（時系列の防災行動計画）等の作成への支

援を行い、その普及を図っていく。

また、各機関での防災行動のタイムラインを流域内で統合した「流域タイムライン」を運用しつつ、実施内容の充実を図る。

(2) 防災教育等の推進

地域住民の水災害に関する防災への関心を高めるため、小学生を対象に沼津河川国道事務所、静岡県、自治体、気象台等が作成した教材を活用した学校の先生による水災害に関する防災の授業を幅広く支援する。また、総合水防演習やシンポジウムの開催、広報誌等の配布等により防災に関する広報・普及活動を推進し、水災害に関する防災への意識向上を図る。

(3) 水害の記憶の伝承

狩野川流域に未曾有の被害をもたらした「昭和33年9月狩野川台風（1958年）の記憶を次世代に伝承していくことを目的に、狩野川流域の地方公共団体や地域団体等と設立した「狩野川台風の記憶をつなぐ会」の取組として、学校教育現場における防災・減災教育を推進するために、年間指導計画等の作成に資する情報を教育委員会等に情報提供する等の支援を実施する。

(4) インフラデジタルトランスフォーメーション（DX）等における新技術の活用による情報伝達手段の強化

洪水氾濫の切迫度や危険度を的確に把握できるよう、浸水センサーの設置や三次元管内図による浸水想定区域図の作成、内外水統合の水害リスクマップの作成等を行い、防災情報等により水位情報やリアルタイムの映像を市町と共有するとともに、直接住民に情報発信するための情報基盤の整備を行う。

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理に当たっては、狩野川の河川特性を十分に踏まえ、河川管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な維持管理の計画となる「狩野川河川維持管理計画（大臣管理区間）」を定め、当該計画に基づき、計画的な維持管理を継続的に行うとともに、実施状況を適宜分析・評価し、必要に応じて狩野川河川維持管理計画の変更を行い対応する。

災害の発生の防止又は被害軽減のために、河川管理施設等を監視・点検し、その機能を維持するとともに、万が一災害が発生しても被害を最小化するよう危機管理対策を実施する。河川の適正な利用のために、河川水の利用、河川区域内の土地利用等の調整を行い、秩序を維持する。また、流水の正常な機能の維持のために、水量、水質の現状を把握し、関係機関と連携して必要な対策等を実施するとともに、河川環境の保全のために、水環境や自然環境の変化に配慮する。これらが相互に関連することを踏まえ、地域住民や関係機関等と連携を図りながら、適切な維持管理を行う。

河川の状態把握、状態の分析・評価、評価結果に基づく改善等を一連のサイクルとした「サイクル型維持管理」により効果的・効率的に実施する。河川管理施設の老朽化対策を効率的に進めるため、施設状況等のデータ整備を図り、長寿命化計画に基づき計画的かつ戦略的な維持管理・更新を推進する。

なお、河川の維持管理に当たっては、新技術の開発や活用の可能性を検討するとともに、コスト縮減に努める。

また、維持管理の実施に当たっては、三次元点群データを活用した三次元管内図等により、調査・計画、設計、施工、維持・管理や災害時の被災調査などの一連業務の高度化・効率化、占用許可等のオンライン化等による行政サービスの向上を図り、持続可能なインフラ整備・管理につながるDX等の新たな取組の推進に努める。

第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項については、気候変動の影響により頻発化・激甚化する水災害に対し、流域のあらゆる関係者が協働して、被害の最小化を図るための適正な維持管理を推進する。

1. 河道の維持管理

(1) 河床・河岸の維持管理

河床・河岸の維持管理は、河川巡視や定期的な縦横断測量等により形状の変化を把握するとともに、必要に応じて樹木の繁茂状況や河床材料等の調査を実施する。洪水等により河道内に堆積した土砂が洪水の流下に支障となる場合には、瀬・淵やワンド・たまり等の動植物の生息・生育・繁殖環境の維持に寄与する多様な水際環境に及ぼす影響を踏まえ、良好な環境の保全・創出に配慮した堆積土砂撤去等の適切な措置を講じる。なお堆積傾向にある箇所については河床動態変化を監視し、流下能力の維持に努める。

また、狩野川には耕作地等の堤外民地として利用されている高水敷もあることから、治水上支障となる場合は、適切な指導を行う。

堤防の侵食対策として、必要な高水敷幅が確保されていない箇所、水衝部における河岸の局所洗掘が発生する箇所及び堤防付近で高速流が発生する箇所において、堤防等の安全性が脅かされるおそれがあることから、状況を監視し、必要に応じて高水敷造成や護岸整備等の対策を実施する。

(2) 河道内樹木の維持管理

河道内の樹木の繁茂による流下能力阻害や洪水時の樹木流出等による河川管理施設等への影響を防止するため、河川巡視等により樹木繁茂の状況を監視し、河川環境への影響を考慮した上で必要に応じ伐開等を実施する。

伐開した樹木の処理に当たっては、処分費のコスト縮減及び環境負荷の低減に資するため、チップ化や堆肥化等による有効活用を図る。

また、樹木の繁茂に対して、河道に繁茂しやすい樹種を把握するとともに、樹木繁茂を抑制し長期的に流下能力を維持する方策を検討・実施する。

(3) 総合的な土砂管理

山地から河川、海岸までの一貫した総合的な土砂管理の観点から、国、県、市町などが相互に連携し、土砂移動を把握するためのモニタリングを継続的に行うとともに、地域産業や土地利用等の地域の特性も踏まえ、過剰な土砂流出の抑制、河川生態系の保全、河道の維持、海岸線の保全に向けた適切な土砂移動の確保等について、関係者が連携して取り組む。また、気候変動に伴う降雨量増大による土砂流出及び河床動態変化を把握するため、関係機関との連携及びモニタリングを継続する。

2. 堤防の維持管理

(1) 堤防の維持管理

堤防や護岸の沈下、損傷状況や構造物周辺の空洞化等、堤防の変状を早期に把握するため、点検や巡視、定期縦横断測量調査等を行い、必要に応じて補修等を実施する。特に、重要水防箇所等については、出水時の河川巡視等も含め、監視の強化に努める。

また、点検や巡視、水防活動が円滑に行えるよう、管理用通路等を適正に維持管理する。支川流入部等の巡視路が不連続となる箇所については、管理橋や巡視路等の整備、水面からの巡視に努める。

出水等による漏水や河岸侵食、堤体の亀裂等により、堤防等の河川管理施設が損傷した場合には、速やかに対策を実施する。また、災害復旧に当たっては、多自然川づくりの視点を踏まえて取り組む。

(2) 堤防除草

堤防の変状の早期発見及び堤体の保全、ゴミの不法投棄対策、巡視・点検の円滑化等のため、堤防除草を行う。除草後の刈草の処理については、コスト縮減を図りながら有効に利用し、河川環境への負担の軽減に努める。

表 3.10 維持管理に係る堤防の延長

河川名	維持管理の延長 (km)
狩野川	46.2
黄瀬川	3.6
柿田川	0.0
大場川	5.0
来光川	3.0
柿沢川	1.7
狩野川放水路	4.1
合計	63.6

令和7年(2025年)3月末現在

※各河川の延長と合計の延長は、四捨五入の関係で合わない場合がある。

※現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況の変化等により、変更することがある。

3. 水門等の維持管理

(1) 水門等の維持管理

水門等の維持管理について、定期的な点検・整備による構造、機能、強度等の確保を図り、操作規則等に基づき円滑かつ適切な施設操作を実施する。

地方公共団体の職員や施設を操作する操作員に対し、技能向上を図るため、施設の機能や操作等について講習会や訓練を実施する。気候変動の影響による降雨量の増大や短時間強雨の発生頻度の増加が予測されており、洪水時における河川水位の急激な上昇が頻発する恐れがあり、水門等の確実な操作と操作員の安全確保のため、必要に応じ水門等の施設操作の遠隔化・自動化等の整備を実施する。

これらの河川管理施設が出水等により損傷した場合には、速やかに復旧を行う。

また、許可工作物に対しても、施設管理者による点検・管理・修繕や操作体制の確保を徹底するとともに堰付属の魚道の機能確認を実施する。

表 3.1 1 水門等の維持管理に係る施行の場所

種別	河川名	施行の場所			施設名
樋管・樋門	狩野川	左岸	沼津市我入道江川	0.6k+14m	江川樋管
	狩野川	右岸	三島市長伏	8.8k+18m	境川樋管
	狩野川	左岸	清水町徳倉	9.0k+10m	徳倉第1樋管
	狩野川	左岸	田方郡函南町日守	12.6k+181m	日守第2樋管
	狩野川	右岸	伊豆の国市四日町	15.8k+232m	四日町樋管
	狩野川	右岸	伊豆の国市寺家	17.4k+188m	古河樋門
	狩野川	右岸	伊豆の国市宗光寺	20.0k-70m	宗光寺樋管
	狩野川	左岸	伊豆の国市小坂	21.2k+192m	小坂樋管
	狩野川	左岸	伊豆の国市神島	23.2k+0m	神島第2樋管
	大場川	左岸	田方郡函南町間宮	1.6k+142m	函南観音川樋管
	来光川	左岸	田方郡函南町仁田	1.2k+55m	稲妻樋管
	柿沢川	左岸	伊豆の国市長崎	0.4k+94m	原木樋管
	柿沢川	左岸	伊豆の国市長崎	0.4k+94m	堂川樋門
	放水路	右岸	伊豆の国市長塚	1.1k+90m	江間川樋管
排水機場	狩野川	左岸	沼津市我入道江川	0.6k+14m	江川排水機場
	狩野川	右岸	沼津市大岡二ッ谷	3.4k+141m	浪人川排水機場
	狩野川	右岸	三島市長伏	8.8k+40m	境川排水機場
	狩野川	右岸	伊豆の国市大字四日町	15.8k+232m	四日町排水機場
	狩野川	右岸	伊豆の国市宗光寺	20.0k-70m	宗光寺排水機場
	狩野川	左岸	伊豆の国市小坂	21.2k+192m	小坂排水機場
	大場川	左岸	田方郡函南町間宮	1.6k+147m	函南観音川排水機場
堰	狩野川	左岸	伊豆の国市堀之上	17.9k 付近	狩野川放水路分流堰

令和7年(2025年)3月末現在
 ※現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況の変化等により、変更すること
 がある。

(2) 水門等の老朽化対策

水門等の経年劣化が進み、必要とする機能が得られなくなるおそれがある場合には、劣化診断を行い、補修・更新を行う。なお、補修・更新に当たっては、戦略的・計画的に部品の修理・交換を実施することで、効率的に施設の長寿命化を図る。

4. 河川維持管理機器等の維持管理

(1) 河川維持管理機器等の維持管理

雨量観測所、水位観測所、光ケーブル、河川監視用カメラ等の維持管理は、洪水時における浸水の危険性に関する情報や雨量・水位・流量等の河川情報を迅速に収集し、その情報を光ファイバー網等により関係機関へ伝達し、住民避難や水防活動等への対応に活用するため整備を推進する。流量観測に関して、安全かつ効率的に情報収集が出来るよう、新しい技術を活用した流量観測の高度化を推進する。また、観測や通信が常に適正な状態で行えるよう保守点検を行い、必要に応じて補修・更新を実施する。なお、データの迅速な収集・蓄積・活用を図るとともに、情報の一元化等の効率化により管理の高度化に努める。

(2) 危機管理施設の維持管理

危機管理施設となる防災拠点等については、関係する地方公共団体や地域と連携し、災害発生時において、被災した河川管理施設の復旧工事や水防活動等の拠点として必要な資機材の準備等の適切な維持管理を実施する。また、平常時は貴重なオープンスペースとなることから、防災・減災及び環境学習の場として用いる等、適正な利用を促進する。

5. 許可工作物の適正な維持管理

橋梁や樋門・樋管等の許可工作物は、老朽化の進行等により機能や洪水時の操作に支障が生じるおそれがあるため、施設管理者と合同で定期的に点検を行うことにより、施設の管理状況を把握し、定められた許可条件に基づき施設を良好な状態に保つよう、許可工作物の施設管理者に対し、技術基準を踏まえた適切な指導を行い、必要な機能の維持に努める。

6. 放水路の維持管理

狩野川放水路の流下能力の確保や狩野川放水路を構成する河川管理施設の機能維持の観点から、狩野川河川維持管理計画等に基づき、点検等により施設の状態を把握し、放水路の機能を維持できるよう適切な修繕等を実施する。

7. 不法行為に対する監督・指導

不法占用等については、違反行為の是正・適正化を行うよう関係機関と連携・調整して取り組む。

8. 危機管理対策

(1) 洪水時等の管理

洪水・内水、高潮、地震・津波などによる被害の未然防止及び軽減を図るため、地方公共団体等の関係機関と連携して迅速な情報伝達や水防活動の支援に取り組む。

① 洪水予報、水防警報

狩野川本川は、平成 11 年（1999 年）2 月に洪水予報河川に指定されていることから、静岡地方气象台と共同し洪水予報の迅速な発令を行うとともに、支川等についても関係機関に迅速かつ確実な情報連絡を行い、洪水被害の未然防止及び軽減を図る。

また、水防警報の迅速な発令により円滑な水防活動の支援、災害の未然防止を図る。情報の発信に当たっては、観測機器の精度向上に努めるとともに、防災関係機関や報道機関と連携を図りつつ、住民への迅速かつわかりやすい情報提供に努める。

※洪水予報とは・・・洪水の恐れがあると認められるとき、洪水の状況・水位等を示しメディア等を通じて直接住民に知らせる情報。

※水防警報とは・・・災害が起る恐れがあるとき、洪水の状況・水位等を示し県・市町村を通じ水防を行う必要がある旨水防団等に知らせる情報。

② 水防活動

水害による被害軽減のため、地方公共団体が一体となって実施する水防活動については、国土交通省、静岡県、水防管理団体が連携して洪水に備える必要があり、国土交通省では、水防計画に基づき、水防団等による水防活動の的確な支援・安全確保に努める。

水防管理団体や関係機関、河川管理者が連携し、出水期前に重要水防箇所の手合同巡視や情報伝達訓練、水防技術講習会、水防訓練等を実施し、水防上特に注意を要する箇所の周知や水防技術の習得を図り、水防活動時の水防団員の安全確保を促すとともに、水防活動に関する理解と関心を高め、洪水等に備える。また、住民の防災意識の向上のため、過去の災害の経験、知識を生かした啓発活動を推進するとともに、地域住民、学校、企業等が災害に対する意識を高め、洪水時等に自主的かつ適切な行動がとれるよう、ハザードマップを活用した避難訓練等の取組に対して必要な支援・協力を行う。また、多様な主体の参画による水防体制の一層の充実を図るために水防協力団体制度等の普及に努める。

また、災害情報普及支援室を窓口として、氾濫が生じた場合でも、円滑な避難を促進し、人的被害の防止を図るために、想定最大規模の洪水等が発生した場合の浸水深、避難の方向、避難場所の名称や距離等を記載した標識を関係する地方公共団体と適切な役割分担のもとで設置するとともに、避難場所や避難経路の確保に向けた地方公共団体の取組に対して技術的な助言等の支援を行い、地域の水防力の向上を図る。

堤防の漏水や河岸侵食に対する危険度判定等を踏まえて、重要水防箇所等を水防管理者に提示するとともに、的確かつ効率的な水防を実施するために、洪水による氾濫の危険性が高い箇所に水位計や河川監視用 CCTV カメラを設置し、洪水時の情報を水防管理者に

提供する。また、水防資機材の備蓄、水防工法の普及、水防訓練の実施等を関係機関と連携して行うとともに、平常時からの関係機関との情報共有と連携体制を構築するため、狩野川洪水予報連絡会等を通じて重要水防箇所の周知、情報連絡体制の確立、防災情報の普及等を図る。

広域的な災害等が発生した場合は、国土交通省が所有する排水ポンプ車や照明車、災害対策本部車等により各地方公共団体への積極的な災害支援を実施する。また、洪水時の水防活動が円滑に行われるよう、水防資機材などの備蓄・充実を図る。

さらに、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い浸水した水の排除のほか、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動（特定緊急水防活動）を行う。

③ 出水時の巡視

洪水時においては、適正かつ効率的な河川管理施設の操作を行うとともに、堤防等の河川管理施設や許可工作物の異常を早期に発見し、迅速な水防活動及び緊急復旧活動を実施するため河川巡視を行う。

また、漏水や河岸の侵食、堤体の亀裂等により堤防の安全性が損なわれる等、河川管理施設の損傷を発見した場合には、速やかに関係する地方公共団体へ情報連絡するとともに、迅速な対策が行えるよう水防管理団体が行う水防活動等との連携を図る。

④ 河川管理施設の災害復旧

洪水等により漏水や河岸の侵食等により堤防の安全性が損なわれる等、河川管理施設が損壊した場合には、速やかに復旧する。また、災害復旧に当たっては、多自然川づくりの視点を踏まえて取り組む。

⑤ 排水機場の運転

洪水時における排水機場の運転については、堤防の越水や決壊などによる甚大な被害を軽減するため、排水機場の運転調整ルールを施設管理者、地方公共団体等と協議し、策定するとともに、策定した運転調整ルールの適切な運用を図り、被害の軽減に努める。

(2) 堤防の決壊時の被害軽減対策の検討

万一、堤防の決壊等の重大災害が発生した場合に備え、浸水被害の拡大を防止するための緊急的な災害復旧手順について事前に計画しつつ、氾濫水を速やかに排水するための対策等の強化に取り組むとともに、必要な資機材の準備等、早期復旧のための体制の強化を図る。また、平常時から、災害復旧に関する情報共有及び連絡体制の確立が図られるよう、地方公共団体、自衛隊、水防団、報道機関等の関係機関との一層の連携を図る。

大規模水害時等においては、地方公共団体の災害対応全般にわたる機能が著しく低下するおそれがあるため、TEC-FORCE（Technical Emergency Control FORCE：緊急災害対策派遣隊）等が実施する、災害発生直後からの被害状況調査、排水ポンプ車による緊急排水等

の支援、地方公共団体への支援体制のより一層の強化を図る。

(3) 水防等に関する連携・支援

① 水害リスクの評価・水害リスク情報の共有

計画規模以上の洪水等が発生した場合でも人命を守ることを第一とし、減災対策の具体的な目標や対応策を、関係する地方公共団体と連携して検討する。

具体的には、浸水想定や水害リスク情報に基づき、浸水区域内の住民の避難の可否等を評価したうえで、避難困難者への対策として、早めの避難誘導や安全な避難場所及び避難路の確保など、関係する地方公共団体において的確な避難体制が構築されるよう技術的支援等に努める。

浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際に、技術的な助言や情報伝達訓練等による積極的な支援を行い、地域水防力の向上を図る。

② 洪水氾濫に備えた社会全体での対応

行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えを共有し、氾濫した場合でも被害の軽減を図るための、避難や水防等の事前の計画・体制、施設による対応が備えられた社会を構築していく。

そのため、静岡県、沿川の7市町と連携し、住民の避難を促すためのソフト対策として、タイムライン（時系列の防災行動計画）の整備とこれに基づく訓練の実施、地域住民等も参加する重要水防箇所の共同点検の実施、広域避難に関する仕組みづくりなどを進めていく。

③ 地方公共団体による避難指示等の適切な発令の促進

重要水防箇所等の洪水に対しリスクが高い区間について、地方公共団体、水防管理団体、自治会等との共同点検を確実に実施する。実施に当たっては、当該箇所における氾濫シミュレーションを明示する等、各箇所の危険性を共有できるよう工夫する。

また、避難指示等の発令範囲の決定に資するため、堤防の想定決壊地点毎に氾濫が拡大していく状況が時系列でわかる氾濫シミュレーションを地方公共団体に提供するとともに、ホームページ等で公表する。

さらに、洪水氾濫の切迫度や危険度を的確に把握できるよう、洪水に対しリスクが高い区間における水位計や河川監視用 CCTV カメラの設置等を行うとともに、上流の水位観測所の水位等も含む水位情報やリアルタイムの映像を地方公共団体と共有するための情報基盤の整備を行う。また、確実な情報伝達のため、観測機器、電源、通信経路等の二重化等を図る。

表 3.1 2 危機管理対策（CCTV 設置）に係る施行の場所

河川名		施行の場所		機能の概要
狩野川	左岸	清水町徳倉	5.8k 付近	出水状況の把握
	左岸	清水町徳倉	7.0k 付近	
	右岸	伊豆の国市四日町	17.0k 付近	
	左岸	伊豆市熊坂	24.6k 付近	
	右岸	伊豆市牧之郷	25.8k 付近	
大場川	右岸	函南町塚本	0.1k 付近	

※現時点における主な施行の場所を示したものであり、今後の河川の状態等により、必要に応じて変更することがある。

避難に関する計画が、河川管理者等が行う洪水時における水位等の防災情報を十分に活用したものとし、広域避難も視野に入れ、避難指示等に関するタイミングや範囲、避難場所や避難経路等、避難に関する計画について適切に定めることができるよう、関係機関が参画した「静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会」等を活用し、地方公共団体の支援を行う。

また、避難指示等に着眼したタイムライン（時系列の防災行動計画）に基づいた、訓練等での活用と、訓練によって判明した課題を反映させた更新により、実態に合う計画の策定に努める。

④ 住民等の主体的な避難の促進

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、氾濫による被害の軽減を図るため、想定最大規模の洪水等が発生した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、公表する。

また、想定最大規模の洪水により家屋が倒壊するような激しい氾濫流等が発生するおそれが高い区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を公表する。

なお、スマートフォン等を活用した洪水予報等をプッシュ型で情報提供するためのシステムについて、双方向性を考慮した整備に努めるとともに、従来から用いられてきた水位標識、サイレン等の地域特性に応じた情報伝達手段についても、関係する地方公共団体と連携・協議して有効に活用する。

さらに、大臣管理区間からの氾濫が及ぶすべての地方公共団体で、洪水ハザードマップが逐次更新されるよう、支援していく。

⑤ 防災・減災教育や防災・減災知識の普及

狩野川流域に未曾有の被害をもたらした「昭和 33 年（1958 年）狩野川台風」の記憶を次世代に伝承していくことを目的に、狩野川流域の地方公共団体や地域団体等と設立した「狩野川台風の記憶をつなぐ会」の取組として、学校教育現場における防災・減災教育の取組を推進するために、年間指導計画等の作成に資する情報を教育委員会等に情報提供す

るなど支援するとともに、河川協力団体等による防災知識の普及啓発活動等の支援に努める。

(4) 気候変動による影響のモニタリング

地球温暖化に伴う気候変動の影響により洪水等の外力が増大することが予測されていることを踏まえ、流域の降雨量、降雨の時間分布・地域分布、流量、河口潮位等についてモニタリングを実施し、経年的なデータ蓄積に努め、定期的に分析・評価を行う。

(5) 地震及び津波発生時の対応

地震及び津波災害の発生時には、気象庁や県・市・町と連携し、河川監視用 CCTV カメラ等を活用して情報の収集及び伝達を適切に実施する。

大臣管理区間内で震度 4 以上の地震が発生した場合には、安全性に十分留意しつつ、河川管理施設等の状況把握、異常の早期発見のために巡視・点検を実施することで災害の防止を図る。また、津波に対する操作が伴う水門等の河川管理施設については、津波発生時に操作員の安全性を確保するとともに、迅速、確実な操作により被害の軽減に努める。

さらに、平常時より地震を想定した被災状況等の情報収集・情報伝達手段を確保するほか、大規模地震を想定した訓練を実施する等、迅速な巡視・点検並びに円滑な災害復旧作業に向け、関係機関との連携体制の強化を図る。

(6) 水質事故対策

有害物質等が河川へ流入すると河川環境や下流の取水に著しい障害が発生する。こうした水質事故に対処するため、平常時の河川巡視や地域住民からの情報収集により水質事故に係わる汚濁源情報の把握に努めるとともに、関係機関と連携し、訓練等で水質事故対策技術の向上や情報連絡体制の充実を図る。また、水質事故対策の資機材の備蓄を行うとともに、関係機関等の備蓄状況も把握し、速やかな対策の実施が図られるよう努める。

水質事故発生時には、「狩野川水系水質汚濁対策連絡協議会」を構成する関係機関等と連携し、水質事故対策マニュアルに基づき、事故状況、被害状況及び原因等の迅速な伝達と的確な対策を行い、被害の拡大防止を図る。

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

1. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(1) 適正な流水管理や水利用

① 合理的な水利用の促進

流水の正常な機能を維持するため、関係機関と調整・連携を図り、河川環境の保全や適切で効率的な取水による合理的な水利用の促進を図る。

② 水利権の適正な見直し

許可水利権については、水利権の更新時に行う水利審査において、使用水量の実態や給水人口の動向、受益面積や営農形態等の変化を踏まえた見直しを適正に行う。

慣行水利権については、取水実態の把握に努め、取水施設の改築等の各種事業実施の機会を捉えるなど、水利使用者との合意の元、積極的に許可水利権化を進める。

(2) 渇水時の対応

渇水対策が必要となった場合は、利水者相互間の水融通の円滑化や節水対策等の状況を踏まえた上で、河川管理者、水利使用者及び関係機関が連携・調整を図り、適切な渇水対策を推進する。

また、流量調査や水質調査、渇水による被害の状況把握等を行い、水利使用者及び関係機関並びに地域住民に対し、雨量データと併せて情報提供を行う。

(3) 気候変動による影響のモニタリング

地球温暖化に伴う気候変動の影響により渇水が頻発化、長期化、深刻化する可能性があることを踏まえ、流域の降雨量、流量等についてモニタリングを実施し、経年的なデータ蓄積に努め、定期的に分析・評価を行う。

第3項 河川環境の維持に関する事項

1. 河川の清潔の維持

(1) 不法投棄物等の処理

洪水時に流出するゴミや流草木、不法投棄されたゴミによる河川環境への影響を低減するため、地域住民や関係機関等と連携し、河川清掃の実施や、河川監視用 CCTV 等を活用した河川巡視の強化等の対策を流域全体として取り組む。また、不法投棄マップの作成や看板設置等により不法投棄に対する地域住民への啓発活動を実施し、不法投棄の解消を目指す。

さらに、狩野川放水路への分流に伴う影響を把握し、必要に応じその対策について検討する。

(2) 水質の維持

日々の河川巡視、定期的な水質調査により河川の水質を継続して監視する。また、インターネット等を活用し広く情報提供を行い、水質改善を啓発するとともに、関係機関等と連携し、流域一体となった水質の保全を図る。

また、狩野川の水質の改善、向上を図るため、狩野川へ流入する支川の汚濁負荷削減に向けた取組を流域一体となって進め、清流狩野川のイメージに合った良好な水質の保全を図る。

2. 地域と連携した取組

(1) 河川環境団体、河川愛護団体等との連携

狩野川の川づくりを進めるに当たっては、地域住民による協力が不可欠である。狩野川においては、各種の市民団体等が多種多様な目的をもって活動していることから、各種団体の活動との連携を図り、地域住民と協働した川づくりを展開するものとする。

① 地域住民の関心を高めるための広報活動の展開

狩野川に関する情報を掲載したパンフレットや副読本などを作成するとともに、インターネット等を活用した情報発信により地域住民の意識啓発を図る。また、マスコミや各種情報ツールを活用した狩野川の情報発信を図る。

さらに、小中学校や地域住民を中心とした狩野川での学習を進めるための支援を行う。

② 双方向のコミュニケーションの確立

狩野川に関わる各種団体、地域住民、行政等が狩野川に対する意識を高め、相互理解を深めつつ、狩野川の川づくりを進めていくため、相互の交流を支援し、双方向のコミュニケーションの確立を図る。

③ 流域ネットワークの確立

流域一体となった狩野川の川づくりを進めていくため、ミズベリングかのがわ会議や狩

野川流域河川空間利活用協議会等を開催するなど、川づくりへの地域住民等の参加を支援するとともに、流域ネットワークの構築を目指す。

(2) 河川利用・水面利用の適正化

狩野川の河川空間は、高水敷では多様なレクリエーションやイベント、環境教育の場、身近な憩いの場として公園やグラウンド等が整備されており、水域ではアユ釣りやカヌーの場としての利用が行われている。このように陸域、水域で地域住民の身近な憩いの場等として多様な利用が行われていることから、河川空間の適正な利用については、狩野川の利用状況や河川環境の実態、「狩野川水系河川環境管理基本計画」、「狩野川水系空間管理計画」におけるゾーニング、地域からの各種利用要請等に配慮して、利用と保全の調和のとれた狩野川の創出を図れるよう、人と川がふれあう空間の適正な維持、保全を図る。利用空間の整備に当たっては、危険性の高い箇所の把握、解消及び注意喚起等に努める。

① 自転車歩行者道等の整備

狩野川を軸としたサイクリングやウォーキング（散策）等の連続的な利用促進を図るため、狩野川全川にわたって利用できる自転車歩行者道等の整備を地域と協働して進める。

② 狩野川資料館の充実

狩野川の治水の要^{かなめ}である狩野川放水路の歴史と働きを紹介するとともに、狩野川における水害の伝承の拠点として狩野川資料館の活用を図る。

また、地域に開かれた資料館として狩野川の自然環境や利用等、幅広い分野についての展示が行えるよう拡充を図る。

③ 河川利用の調整

河川の利用に当たって、多様な地域の要望に対応するため、様々な河川利用に対する調整を行い適正な河川利用を行うための仕組みづくりに努め、地域住民が河川空間をより身近な空間として利用できるよう適正に管理するとともに、利用者が自主的に管理を行う取組の促進を図る。

また、ミズベリング会議等を通じて地域住民のニーズを踏まえ、河川空間のオープン化を進め、地域住民が親しみやすい河川空間利用の推進を図るとともに、新しい活用の可能性を検討していく。

河川空間を利用するに当たり、増水時には急激な水位上昇や速い流れが発生するなど、様々な危険性が内在している。安全な河川敷利用・水面利用の推進に当たっては、河川利用者一人一人が、安全利用のための留意事項、危険を回避する手段等を認識した上で利用することが重要であり、河川利用者等への啓発活動の推進に努める。

④ 環境学習の場の整備

子供たちが水や生物に親しむとともに、川の危険性も知ることのできる体験学習の場と

して、各地域において関係機関や地域住民等と連携して子供が川に近づける環境学習の場の整備に努めていく。さらに、子供たちの狩野川への関心を高めるために、総合学習への支援や、関係機関と連携し川の体験活動等を行う。

⑤ 不法係留船対策

河口部の不法係留船は、洪水時の流下阻害といった治水上の問題や河川の自由使用の阻害といった河川利用上の問題となっていたことから、関係機関が一体となって平成 22 年度（2010 年度）までに概ね撤去が完了したが、今後も引き続き、再発防止のための巡視や指導を実施する。

⑥ 水上バイク対策

河口部において水上バイクと他の利用者との問題が生じているため、水上バイク利用者へのマナーアップ等についての啓発を関係機関と一体となって実施する。

(3) 動植物・河川環境調査

狩野川の動植物の増減傾向及び生息・生育・繁殖環境の現状や経年変化を把握・評価するため、「河川水辺の国勢調査」等の環境調査を定期的に継続して実施する。

また、注目種・保全対象種・減少傾向の種、劣化傾向にある生息・生育・繁殖環境、自然再生事業、河川工事の実施箇所においては、必要に応じて項目・頻度・手法等について学識経験者等の意見を聞きながらモニタリング調査等を行う。なお、調査に当たっては、適性を踏まえたうえで環境 DNA やドローンなどの新技術を積極的に活用することで、効率化を図る。

動植物の減少傾向、生息・生育・繁殖環境の劣化傾向が継続する場合には、学識経験者等の意見を踏まえて減少・劣化要因を分析し、必要に応じて対策を見直す順応的管理を行う。

特に自然再生事業、河川工事の実施箇所については、適宜、試験施工を採用し、効果を確認した上で必要に応じて改良を加える等、段階的な施工を図る。

(4) 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出

動植物の生息・生育・繁殖環境の保全については、河口部の干潟、中～下流部では狩野川を特徴づける瀬・淵、河畔林、水際植生などについて、地形変化や動植物の生息・生育・繁殖状況を定期的にモニタリングし、必要に応じて対策を改善しながら、保全、創出を図っていく。特に環境目標を定量的に設定した環境については目標値に対する達成度を評価し、必要に応じて対策を見直す順応的管理を行う。さらに、より良好な自然環境の保全に向けて、陸域と水域、上流と下流が連続した自然環境の保全・創出を図る。特にアユや絶滅危惧種のカマキリ（アユカケ）等、狩野川を特徴づける魚類の生息環境となる瀬・淵、アオハダトンボをはじめとするトンボ類の生息環境となる水際植生の保全を図るとともに、上流域に整備されている砂防堰堤等に付属している魚道等の機能保全について、上下

流の連続性が保たれるよう関係機関と情報共有するとともに、連携を図る。

国内移入種に関しては、狩野川の在来種の生態等への影響について着目していく。

また、河川環境に影響を与える外来種については、定期的なモニタリングにより継続的に把握・監視を行っていくとともに、地域と連携した駆除等の対策を図る。

① 干潟の保全

河口部の多様な環境を有する干潟について、面積の増減傾向、他の植生への変遷傾向を把握・評価する。底生動物や鳥類等、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる場として保全するとともに、ゴミの堆積など環境悪化の防止を図る。

② 河畔林の保全

狩野川を特徴づけ、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境として利用されている河畔林について、面積の増減傾向、依存する動植物の増減傾向を把握・評価し、治水安全度を確保しつつその保全を図る。

③ 瀬・淵の保全

狩野川を特徴づけるアユをはじめとした多様な動植物の生息・生育・繁殖環境として機能している良好な瀬・淵が連続した流れの保全を図る。特に保全区域として位置付けたアユの産卵環境となる瀬は面積の規模だけでなく、河床材料など質的な観点にも留意して保全する。

④ 河跡湖の保全

かつての狩野川の名残りを残す貴重な場であり、狩野川の昔の姿に触れられる場となるよう、河跡湖の保全について関係機関及び地域との連携を図る。

⑤ 柿田川的环境保全

柿田川の類い希で貴重な環境を次世代に継承していくため、以下の方向性により地域一体となって保全を図る。

i) 積極的な情報発信

自然再生事業や地域と連携した柿田川に関する調査・取組を継続実施するとともに、インターネット等を活用し、情報を積極的に発信することにより多くの人に柿田川の素晴らしさを感じてもらい、地域住民の環境保全に対する意識の啓発を図る。

ii) 湧水と生態系の保全

柿田川の良い生態系とその基盤である湧水や河畔林について、積極的に保全していくため、関係機関や地域との連携、調整を図る。さらに、希少な水生植物の生育環境を保全するため、近年侵入・拡大が見られる外来種について供給源となる上流からの駆除

を基本とした効果的な駆除戦略、駆除方法を検討し、地域一体となった駆除を進めていくとともに、河道内に堆積している土砂の撤去を行う。また、自然再生の指標となる近年確認されていないアオハダトンボの生息・繁殖環境を創出するため、水面を被覆する樹木の枝打ちによる河川の光環境の改善、水際植生の再生を図る。なお、対策を進めるに当たっては、在来の水生植物の面積、水際植生の延長などを指標とし、設定した目標値に対する達成度等を把握し、必要に応じて適宜、対策の見直しを図る。

iii) 水質の保全

一部周辺から流入する生活雑排水の抑制等により、水質の維持・向上を図るため、関係機関との連絡調整を図る。

(5) 良好な景観の維持

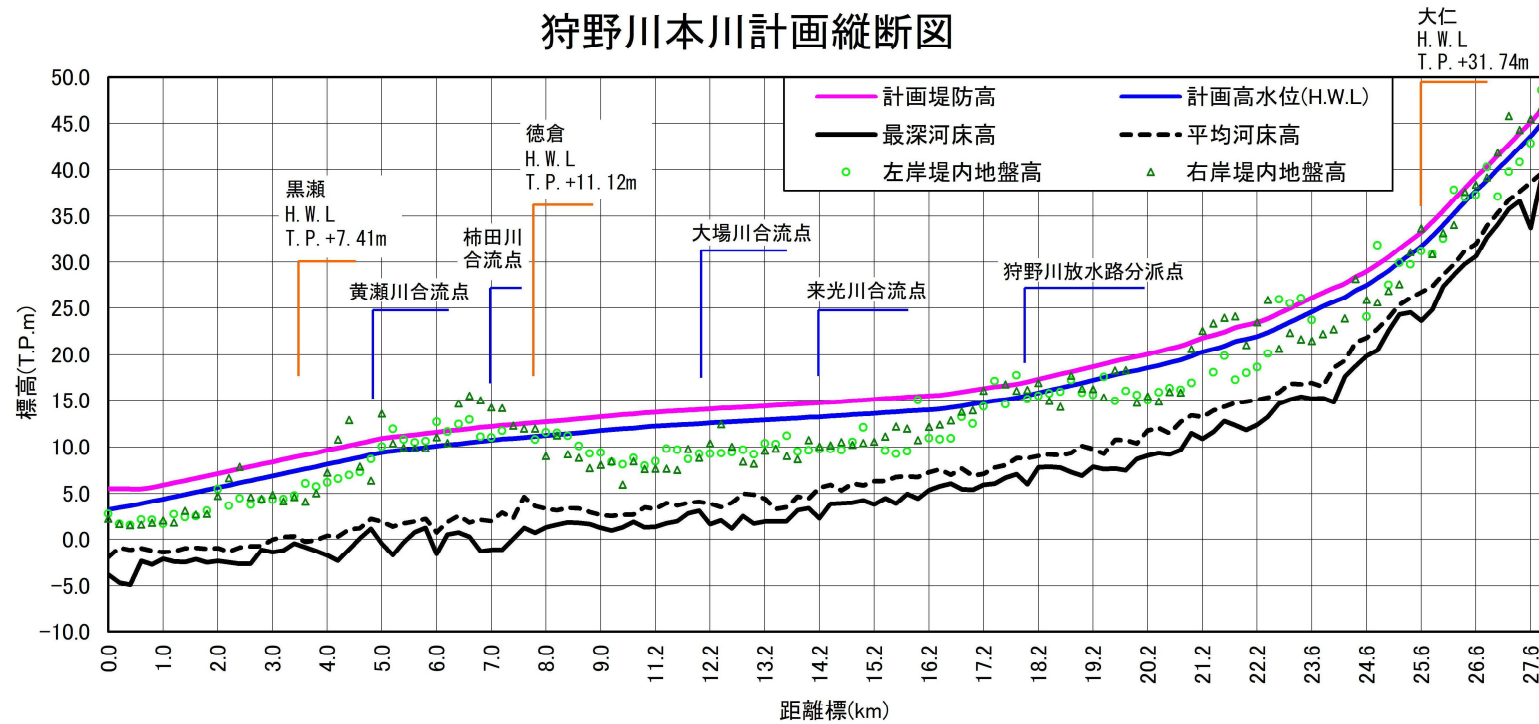
狩野川水系を特徴づける自然景観や地域の歴史的・文化的な背景を踏まえ、河川が本来有する良好な河川景観が維持・形成を図る。

河川敷地の占用や工作物の設置等の許可に際しては、本計画や「新静岡県景観形成ガイドプラン」、地方公共団体の景観計画との整合を図り、良好な景観の維持を図る。また、周辺景観との調和を図るため、必要に応じて周辺景観の誘導・規制等について関係機関と調整していく。

計 画 諸 元 縦 断 図

(狩野川)

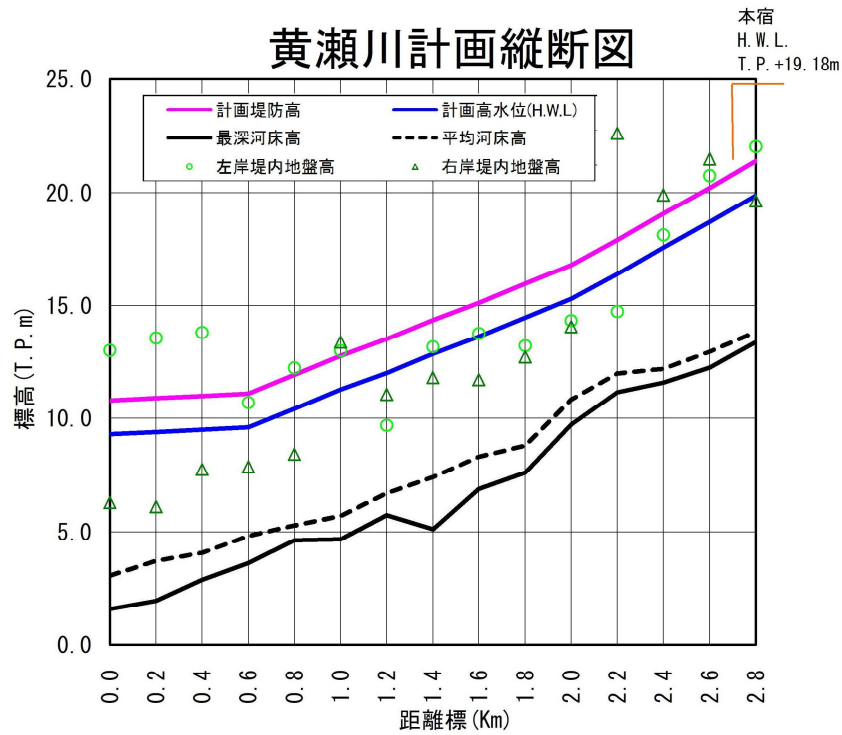
狩野川本川計画縦断図



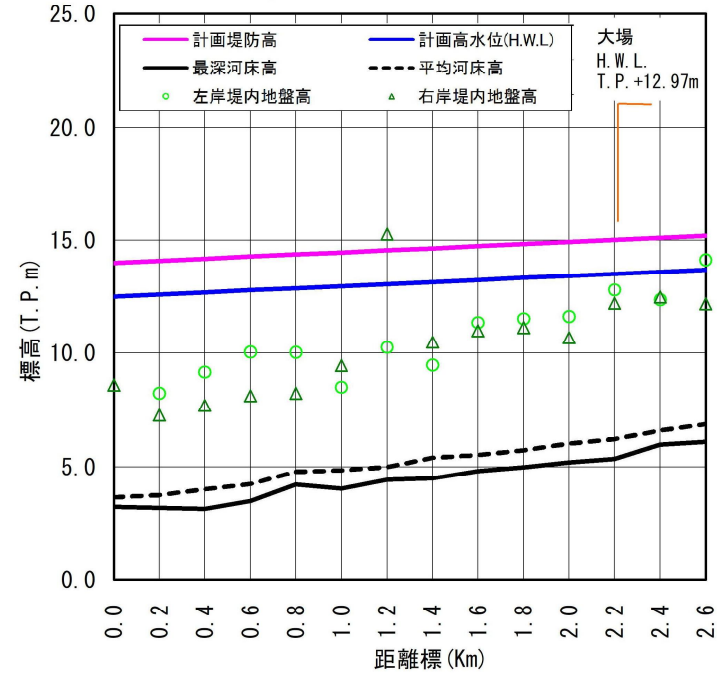
計画高水位 (H.W.L.) 勾配	-----1/800----- -----1/1520----- -----1/1921----- -----1/2885----- -----1/2531----- 1/1128 -----1/707----- -----1/471----- -----1/354----- -----1/239----- -----1/162-----											
計画堤防高 (T.P.m)	5.50	10.90	12.20	13.73	14.73	15.56	16.76	20.92	23.88	28.98	33.24	46.50
計画高水位 (H.W.L.) (T.P.m)	3.25	9.40	10.70	12.23	13.23	14.06	15.26	19.42	22.38	27.48	31.74	45.00
平均河床高 (T.P.m)	-1.94	1.93	1.98	3.32	5.62	7.59	8.79	12.68	15.31	21.78	26.71	39.62
追加距離(m)	0.00	4,865	6,831	9,725	12,167	14,192	15,593	18,450	19,951	21,707	22,752	24,908

※平均河床高、最深河床高は令和2年測量結果による。

黄瀬川計画縦断図



大場川計画縦断図

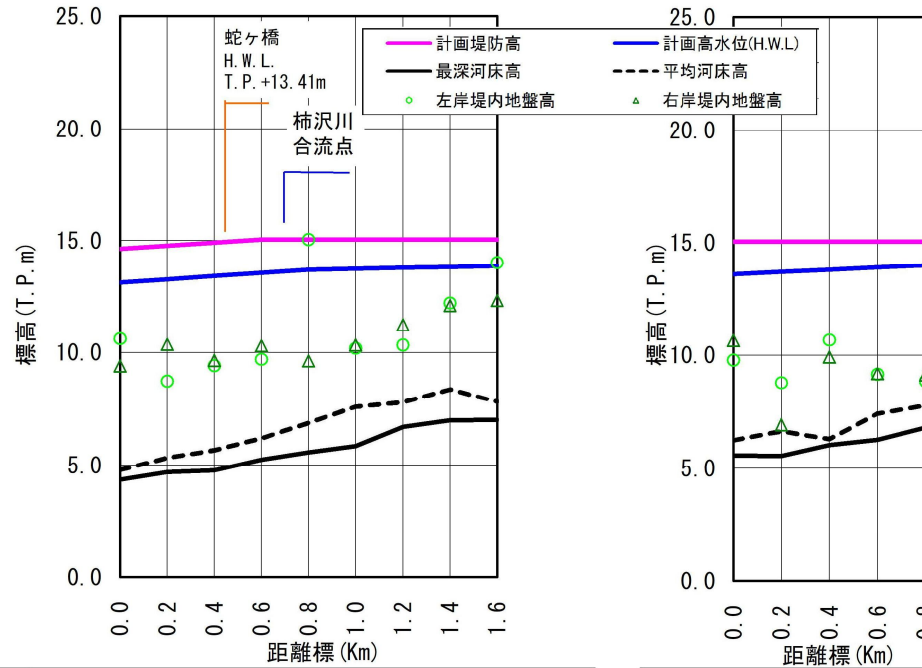


計画高水位 (H.W.L) 勾配	-----1/1827-----		-----1/228-----		-----1/173-----	
計画堤防高 (T.P.m)	10.80	11.10	17.91	21.38		
計画高水位 (H.W.L) (T.P.m)	9.30	9.60	16.41	19.88		
平均河床高 (T.P.m)	3.07	4.82	11.99	13.84		
追加距離(m)	0.00	600	2,200	2,800		

	-----1/2178-----			
	14.01		15.20	
	12.51		13.70	
	3.66		6.87	
	0.00		2,600	

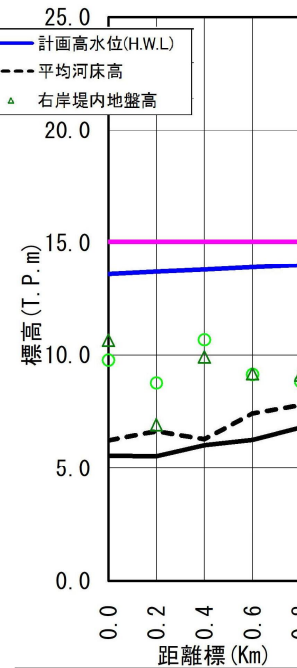
※平均河床高、最深河床高は令和2年測量結果による。

来光川計画縦断面図



計画高水位 (H.W.L.) 勾配	-----1/1408----- -----1/4684-----		
計画堤防高 (T.P.m)	14.63	15.06	15.06
計画高水位 (H.W.L.) (T.P.m)	13.13	13.70	13.87
平均河床高 (T.P.m)	4.79	6.87	7.80
追加距離(m)	0.00	800	1,600

柿沢川計画縦断面図



計画高水位 (H.W.L.) 勾配	-----1/2000-----	
計画堤防高 (T.P.m)	15.06	15.06
計画高水位 (H.W.L.) (T.P.m)	13.60	14.00
平均河床高 (T.P.m)	6.24	7.76
追加距離(m)	0.00	800

※平均河床高、最深河床高は令和2年測量結果による。